

創業・IT等ワーキング・グループ関連

	該当頁
1 土木施工方法の裁量範囲の拡大	1
2 電子基準点のカバー率向上と整備	1
3 現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	1
4 ブルドーザ、油圧ショベルの情報化施工普及促進	2
5 排ガス規制に関しての、大型特殊自動車への少数特例処置の導入について	2
6 除雪機械の乗車定員について	2
7 建築物の屋上に設置する太陽光発電設備基準の見直し	3
8 免震建物におけるエレベータシャフトの容積不算入	3
9 用途規制上の既存不適格建築物の増改築に対する取扱いの合理化	4
10 避難安全検証法における大臣認定の弾力的運用	4
11 借地借家法における正当事由制度の見直し	5
12 都市計画法における開発許可	5
13 建設業法上の法人の「役員」要件の見直し	6
14 建設現場へ配置する技術者の専任配置基準の見直し	7
15 住宅瑕疵担保履行法上の供託に関する販売戸数の合算	8
16 住宅瑕疵担保履行法上の保留床に対する供託金の取扱いの改善	8
17 地域の自立型電源設置スペースとしての公共空間利用	9
18 水景施設における雨水活用の促進に向けた下水道規制の見直し	9
19 河川区域内の工作物の新築等に関する許可制度の見直し	10
20 「セルフ」看板に対する屋外広告物法の適用除外	10
21 緊急通行車両手続きの簡素化	11
22 トラック、トレーラーの車検期間延長	11
23 限定近海区域における内航船の航行基準の緩和	12
24 限定近海船の船舶料理士資格の緩和	12

25	瀬戸内海航路における航路内通行規定の緩和	13
26	事業用航空機の修理改造検査の緩和	14
27	乗務員室又は客室と隔離されていないヘリコプターにおける貨物室への危険物搭載要件の見直し	14
28	操縦士学科試験の受験機会増について	15
29	大規模小売店舗立地法に基づく届出手続の簡素化・迅速化	15
30	たばこ小売販売業の許可基準における距離基準の撤廃	16
31	たばこ小売販売業の許可手続の迅速化	16
32	食品衛生管理者資格認定講習会受講の容易化(受講機会の拡充)	17
33	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する排出者責任の特例措置	17
34	廃棄物該当性の判断基準の見直し	18
35	廃棄物の定義等の明確化	19
36	バイオマス発電の普及に向けた廃棄物該当性の判断基準の緩和	20
37	バイオマス発電の普及に向けた廃棄物処理施設設置規制の見直し	21
38	産業廃棄物管理票写しの送付期限の緩和	21
39	再生利用が確実に担保されている廃棄物の取扱いの見直し	22
40	産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類の様式の統一	22
41	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化	23
42	汚泥の脱水施設の取扱いの見直し	23
43	県外産業廃棄物流入規制の見直し	24
44	広域認定制度における他社製品の処理の緩和	25
45	建設基準法における廃棄物処理施設の新築・増築規制の緩和	25
46	JIS規格石炭灰の保管・輸送時の廃棄物処理法適用除外	26
47	プラスチック製容器包装の再商品化の際にセメントキルンに課せられる基準の緩和	26
48	容器包装リサイクル法における再商品化実施委託金等の支払い方法の見直し	27
49	バイオマス発電の普及に向けた食品リサイクル法の見直し	28
50	グリーン購入法における総合評価値の算出方法の見直し	28
51	特定産業廃棄物の基準の見直し	29
52	土地の形質変更時の届出の簡素化	30
53	地下水汚染調査にかかる手続きの簡素化	30
54	土地の形質変更時の届出にかかる要件の見直し	31
55	行政による土壤汚染物質の自然由来の証明	31

56	土壌汚染対策法における届出対象の見直し	32
57	特定粉じん(アスベスト)排出等作業の届出に係る例外規定(非常時の緊急作業)の弾力的な運用	33
58	研究開発設備に関する規制緩和	34
59	ガスタービン取替えにおける工事開始期間の短縮	35
60	定期安全管理審査 手数料体系の見直し	35
61	電気主任技術者の選任要件緩和	36
62	情報システムの政府調達に係る規則等の見直し	36
63	金融機関から自治体への支払調書のオンライン化	38
64	労働保険(雇用保険)および地方税申告などにおける申請手続きのオンライン化および簡略化	39
65	戸籍システムの庁外設置	40
66	外部委託先の監督についての明確化	41
67	公共調達におけるクラウドサービスの利用を可能とする契約形態	42
68	「衛星放送分野のマスメディア集中排除原則」に関わる「支配の基準」の基準・要件の見直し	43
69	高周波利用設備許可申請書類の簡略化	43
70	道路占用手続きの簡素化・統一化	44
71	国際ローミング協定における認可対象範囲の縮減(規制緩和措置)	44
72	警備法上の申請・届出等の手続きの電子化	45
73	全地方自治体における法人地方税、償却資産税の電子申告・届出(eLTAX)の可能化	45
74	電気通信事業法に基づく端末認証における絶縁抵抗要求の緩和	46
75	カバードボンド市場の創設と必要な環境整備	47
76	信託ABLにおける金銭債権の特定金銭債権としての取扱い	47
77	貸金業法の規制対象の明確化	48
78	独占禁止法9条、11条(一般集中規制)の廃止	48
79	グループ企業間の法律事務の取扱いと弁護士法第72条の関係について	49
80	協調領域に相応しい技術普及志向の特許制度の検討	49
81	職務発明制度の見直し	50
82	再販売価格維持に関する規定の撤廃	50
83	通信販売酒類小売業免許の需給調整要件の撤廃	51
84	クラウドメディアサービスの実現	51
85	総量規制撤廃(貸金業法)	52
86	消費者金融金利制限の撤廃について	52

87	保険 銀行 証券の本体での参入を、認めて欲しい	53
88	情報システムの政府調達における技術者要件の厳格化	53
89	太陽光発電の有効活用	53
90	用途地域区分の細分化について	54
91	建築基準法改正、道路幅員の容積緩和、道路幅員による高さ斜線規制	54
92	ユニバーサルデザインの観光地づくり	55
93	大学都心回帰に係る校舎建て替えの容積率緩和	55
94	タクシー運賃審査における審査基準のあり方について	56
95	教育情報化の推進に関する制度見直し等	56
96	自治体データの庁外持ち出しに関する見直し	57
97	金融機関のクラウド活用に関する基準や要件の見直し	57
98	個人情報保護法 金融庁ガイドライン第6条 機微(センシティブ)情報について	57
99	機関投資家による、議決権行使結果開示の義務化	58
100	大量保有報告書提出義務の見直し	58
101	有害物質の水質測定義務の見直し	59
102	浄化槽の法定点検義務の免除	59
103	低濃度(微量)PCB汚染廃電気機器処理の環境整備	59
104	PCB汚染廃電気機器(蛍光灯安定器)処理の環境整備	60
105	温室効果ガス排出量算出における、集計単位(年・年度)の統一	60
106	牧草・わらの輸入要件の緩和	61
107	メガソーラー発電所設置に関する林地開発の取り扱い	61
108	タクシー250キロ規制の見直しと高速走行規制の撤廃	62
109	リスクファイナンスの規制改革について	62
110	二輪自動車から側車付き二輪自動車への改造について	63
111	小水力発電設備における保安監督業務の委託に係る到達時間要件の緩和	63
112	電気主任技術者許可選任での許可要件について運用解釈の緩和	63
113	小水力発電設備における保安監督業務の委託に係る出力制限の緩和	64
114	タンクシステム台車による充填機能確認の容認	64
115	マンション内の普通充電器整備	64
116	A/C新冷媒の高圧ガス保安法の適用除外	65
117	アイドリング規制条例	65

118	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	65
119	銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の対象から信託勘定を除外すること	67
120	顧客保護の観点より、「信託契約代理業」に係る規制を適正化すること	71
121	元本補填付金銭信託等を信託代理店で取扱う場合、信託代理店への金融商品取引法の適用を除外すること	72
122	信託代理店による特定信託契約締結の代理におけるプロ・アマ規制の緩和	73
123	信託契約代理店に係る財務局宛届出書等の緩和	73
124	「信託の受益権」(金融商品取引法第2条第2項第1号)の定義見直し	75
125	金商法施行令第2条の10第1項第1号柱書きの「有価証券」から、一定の「信託の受益権」を除外すること	76
126	内国信託受益権等における有価証券届出書・目論見書・有価証券報告書記載事項の改善	76
127	ESOP信託(受託者)が株式を取得する取引が有価証券の「引受」に該当しない範囲を拡大すること	78
128	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	78
129	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	79
130	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	79
131	個人向け国債を特定寄附信託の信託財産の運用対象とすること	80
132	厚生年金基金における財政決算報告書の提出期限の見直し	80
133	厚生年金基金における財政再計算報告書の提出期限の見直し	81
134	厚生年金基金、確定給付企業年金における設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し	81
135	確定給付企業年金における脱退一時金の受給未請求状態の取扱い明確化	82
136	確定給付企業年金、厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	82
137	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	83
138	損害保険会社による信託業務の取扱い	83
139	代理・代行業務の委託元保険会社等が合併により消滅した際の受託保険会社による認可・届出の不要化	84
140	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和	84
141	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	85
142	保険契約の包括移転にかかわる手続きの簡素化	85
143	グループ会社内での事業再編手続きの簡素化(届出制への緩和等)	86
144	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	86
145	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	87
146	確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和	87
147	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	87
148	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	88

149	確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	88
150	事後員外貸出に関する法解釈の明確化	88
151	転入予定者への貸出	89
152	自治体向け貸出規制の緩和	89
153	脱退組合員の出資持分の一時取得	89
154	自己優先出資を消却した際の取扱い	90
155	銀行の海外における子会社の業務範囲規制の緩和	90
156	海外支店における信託業務の一部解禁	91
157	海外支店における有価証券関連業務の一部解禁	91
158	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	93
159	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	93
160	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	95
161	海外における銀行代理業務の委託の規制緩和	96
162	本邦に拠点を持たない外国金融機関による本邦居住者向け貸出の一部解禁	97
163	外国銀行代理業務における海外提携銀行の業務の媒介に係る規制の緩和	98
164	銀行Grにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化	99
165	ABLの普及促進に資する子会社従属業務の追加	100
166	デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスにおける規制の明確化	101
167	提携教育ローンに対する改正割賦販売法の適用の見直し	101
168	「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	102
169	銀行法上の特定子会社の業務範囲の拡大	103
170	サービサーが取扱い可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大	104
171	ファクタリング業務に係る規制緩和	105
172	銀行代理業の許可要件等に関する規制緩和	105
173	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	107
174	国立大学の資金調達に関する独立性推進	107
175	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁	108
176	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和	108
177	リース業務の高度化・多様化等に対応した規制見直し	109
178	銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	110
179	外貨定期預金(1年物)の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の見直し	112

180	都銀等による信託業務に係る規制緩和	112
181	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に基づいて作成する株式等保有状況の基準日見直し	113
182	「大量保有報告」変更報告書提出対象事由の緩和	113
183	基準議決権数超過保有に係る申請手続の簡素化	114
184	銀行代理業者の子法人等に関わる変更届出書に関する規制緩和	115
185	株式担保付シンジケートローン債権の債権譲渡時の振替手続きの簡素化	116
186	銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	116
187	臨時休業等における業務の再開に係る店頭の掲示の緩和	117
188	「事業の譲受け」に関する広告義務の緩和	119
189	債権回収会社の社名表記規制の緩和	120
190	教育ローン、リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの除外	121
191	信託契約代理店、確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止	122
192	成年後見人による取引の本人確認義務の緩和	123
193	税金・公金・公共料金の収納における銀行等の本人確認、記録保存義務の緩和	124
194	中小企業の環境対応投資に対する新たな信用保証制度(別枠)の創設	124
195	動産譲渡登記制度・債権譲渡登記制度における登記取扱指定法務局の拡充等	125
196	連結決算状況表等の提出期限の緩和	126
197	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	127
198	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止	128
199	普通銀行本体における不動産関連業務の取扱い解禁	129
200	行方不明の会員を法定脱退事由に追加	129
201	地区内に転入予定の者に対する貸出を員外貸出に追加	129
202	国立大学法人等への融資を員外貸出に追加	130
203	信用金庫の保証子会社の業務範囲の拡大(他の信用金庫の会員に対する保証)	130
204	保険窓販に係る融資先販売規制の見直し	131
205	保険窓販に係る保険金額制限の見直し	131
206	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和	131
207	確定拠出年金の脱退要件の緩和	132
208	信用金庫連合会の公告方法からの店頭掲示の除外	132
209	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	132
210	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	133

211	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	133
212	外国資産運用会社等の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例・緩和	134
213	保険会社本体の付随業務であるビジネスマッチング業務の拡大	135
214	確定拠出年金における支給要件の緩和	136
215	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	136
216	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	137
217	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	137
218	確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化	138
219	確定拠出年金の企業型における掛金の払込方法の弾力化	138
220	閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続きの省略	138
221	確定給付企業年金、厚生年金基金の財政運営についての弾力化	139
222	確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	139
223	中小企業退職金共済から確定拠出年金の企業型への移行措置の導入	139
224	確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	140
225	生命保険会社による住民票の写し等の請求事務の負担軽減	140
226	行政機関等からの照会に係る事務手続きの簡素化	141
227	市街化調整区域における農業用品等販売を行う建築物の開発行為について	141
228	有価証券届出書・発行登録制度の効力発生の弾力化	142
229	目論見書使用者責任の範囲の緩和	142
230	公開買付け規制における買付け等および株券等所有割合の計算方法の見直し	143
231	公開買付け規制における株券等所有割合の計算方法の見直し	143
232	公開買付け規制における買付け等および株券等所有割合の計算方法の見直し	143
233	「公開買付けによる買付け等の通知書」における公開買付者による押印の省略	143
234	持株会の拠出限度額からライツイシュー等の権利行使代金を除外すること	144
235	ライツ・オフリングに係る開示規制の見直し等	144
236	ライツ・オフリングにおける条件決定のタイミングの柔軟化	145
237	目論見書の交付義務の見直し	145
238	条件決定時の訂正目論見書の交付省略の特例における公表方法の緩和	146
239	特定投資家に対する安定操作期間の通知	146
240	銀行代理業における事業性資金貸付の媒介の要件緩和	147
241	大量保有報告書において5%を下回った報告書を提出した後も、提出義務が続くことの見直し	147

242	カバードボンド法の制定	148
243	「業務及び財産の状況に関する説明書」(ディスクロージャー誌)の営業所又は事務所等への備置義務の撤廃	148
244	海外の証券会社による公募増資に係る海外募集のための株式取得及びブロック取引のための取得の対内直接投資等からの除外	149
245	証券会社に対する取引照会の一元化(税務調査関連)	149
246	確定拠出型年金制度の拡充	150
247	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	150
248	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	151
249	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	151
250	信用保証協会「保証付債権」の譲渡に関わる要件の緩和	152
251	動産譲渡登記等を取扱う法務局の複数化	152
252	動産譲渡登記の公示性の強化	152
253	不良債権開示における「リスク管理債権」と「金融再生法開示債権」の一元化	152
254	資金面での参入障壁の緩和・撤廃(公的助成金の手続きの簡素化・複数年度採択制度の採用)	153
255	「強制水先制度」「夜間航行規制」の緩和	153
256	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続きの簡素化について	153
257	補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用	154
258	バイオマス発電に係る緑地面積の緩和	154
259	ダム水路主任技術者の選任不要化範囲の拡大	154
260	木質系バイオマス燃料材料の収集運搬等に関する規制の改革	155
261	電気事業者のIPP電源入札における新電力等との共同調達の実現について	155
262	ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関するガイドラインの制定について	156
263	失効した買戻し特約の抹消について	156
264	包括的な化学物質総合管理法の制定と一元的な所管行政機関の整備について	157
265	取引所商品先物取引に係る不招請勧誘規制の見直し	158
266	発電設備にかかる電気主任技術者の外部委託承認範囲の拡大	158
267	国際先端テストを活用した充電スタンドや水素スタンド設置にかかる保安規制等の早期見直し	159
268	国際先端テストを活用したPCB廃棄物処理コスト引き下げのための処理対象基準の見直し	159
269	歩行者天国など地域活性化イベントで道路を使用する際の許可基準の明確化	160
270	屋外で飲食物を提供するイベントなどの広域開催を容易にするための食品営業許可基準の弾力的運用	160
271	プレミアム(付き)商品券発行拡大のための保証金供託制度の見直し	161
272	観光遊覧船や屋形船などの新航路開設手続きの簡略化と航行プランの自由度拡大	162

273	観光客の回遊性向上等のための小型特殊車両にかかる基準等の見直し	162
274	特別史跡を活用した国際観光拠点化のための現状変更の制限に関する許可基準の緩和	163
275	観光によるまちおこしのため旅行業登録を行う際に必要となる営業保証金の免除	163
276	地域の状況に合わせた臭気規制への見直し	164
277	行政施設や公共空間等で手軽にアクセスできるWi-Fi環境の整備	164
278	安全・安心なまちづくりのための市街地における防災機能の向上	165
279	立地特性を活かした流通業務団地を整備するための施設用途の拡大	166
280	物流業の実態に合わせた駐車規制への見直し	166
281	地域の活性化を担う商工会議所に対する規制の緩和	167
282	店舗がなくても開業を可能とする理容師法、美容師法の店舗規制の見直し	167
283	地下海水と真水(井戸水)の規制の分離	167
284	特許審査の迅速化とスーパー早期審査の対象拡大	168
285	温泉から付随して出るガス(メタンガス)の有効利用促進	168
286	紙で管理されている公文書の電子化推進	168
287	優れた提案者へのインセンティブを考慮した入札制度の見直し	169
288	航空機製造事業法に定める特定設備に関する規制の廃止	169
289	臨時民間試験空域の設定	169
290	6tバケット車(高所作業車)の中型運転免許対象からの除外	169
291	電柱等の運搬に関する制限外積載許可申請の一括化	170
292	道路使用許可申請の様式統一及び電子申請の導入	170
293	工事中断期間に係る監理技術者等の専任義務の除外	170
294	監理技術者等の途中交代ルールの徹底	170
295	電気通信工事業の監理技術者等の資格要件の緩和	171
296	建設工事における主任技術者の専任要否を判定する基準の見直し	171
297	作業場所の巡視義務の簡略化(ITを活用した遠隔確認の容認)	171
298	工事現場から元請業者が設置する保管場所までの建設廃棄物運搬の規制緩和	172
299	埋蔵文化財地域における簡易な工事に関する審査の簡略化	172
300	電波伝搬路の保護を目的とした高層建築物等の届出条件の緩和	172
301	景観条例に基づく届出に関する扱いの統一	173
302	自然公園法等の規制地域への携帯電話基地局設置	173
303	生産緑地への携帯電話基地局建設	173

304	自然公園地域内での設備更改に関する届出条件の緩和	173
305	建設リサイクル法の届出緩和措置の徹底	174
306	登録検査等事業者制度における判定員の資格要件の緩和	174
307	地下街等の閉空間(IMCS)における電波申請書(工事設計書)の簡素化	174
308	銀行代理業における「外貨預金等書面」の特例及び「同一の内容」の特例に係る規制の見直し	175
309	銀行代理業者が、「非公開情報」を「銀行代理業等」に利用することに関する規制を撤廃して欲しい	175
310	ノンバンクの総量規制を緩和してください	176
311	タバコ販売許可取得の不公平是正	176
312	現在、道路にゴミステーションの設置は認められていないが、政令で設置ができるようにしてほしい	176
313	規制改革に関する提案(理美容業界)	177
314	市街化調整区域における開発許可の緩和	177
315	トラック・トレーラの車検期間の見直しについて	178
316	複数の団地管理組合を含む建築基準法第86条の一団地認定区域の分割手続きの緩和	178
317	優越的地位について	179
318	再生可能エネルギーの導入促進について(農地法、河川法関連)	179
319	再生可能エネルギーの導入促進について(送配電網の強化など系統接続の円滑化)	180

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
1	3月22日	5月2日	土木施工方法の 裁量範囲の拡大	<p>現在の国交省方針は、平成25年度までのMS(マシンコントロール)モータグレーダ技術と、TS(トータルステーション)出来高管理技術の一般化を目指している。一方、情報化施工の進んでいる北米・欧州では、GNSS(グローバル ナビゲーション サテライトシステム)を使用した施工が一般的である。</p> <p>TSは道路工事での路面精度など高精度を必要とする施工に適しているが、次のデメリットがあり普及拡大の阻害要因になると考えられる。</p> <p>①TS1台で建機1台しか制御できない。同一現場で複数の車両を使用するためには複数のTSを保有しなければならない。(コスト高)→GNSS施工では「現場の基地局1台」もしくは「VRS利用」により複数機を制御可能。</p> <p>②障害物などで視通が一旦遮られると制御が中断され、リセット作業が必要。(作業効率低下)→GNSS施工でも衛星状態、現場環境により中断される場合があるが、中大規模工事現場での発生頻度は稀。全ての施工範囲で出来高が高精度である必要はなく、高精度を要する部分と普通の精度で良い部分を設計図上で明確にし、施工方法に裁量を与えることでGNSS施工可能範囲を拡大する。工事全体の効率が向上し、短納期化と低コスト化に寄与する。</p> <p>建機メーカーとしても、普及が進み販売台数の多い欧米と同じインフラシステムで統一されれば、商品の開発・導入が進め易く国際競争力も高まることになる。TSだけでなくGNSSの活用も今まで以上に推進いただきたい。</p>	コマツ	国土交通省
2	3月22日	5月2日	電子基準点の カバー率向上と整備	<p>GNSS施工の中でも、より効率的な「VRS(バーチャル リファレンス ステーション)利用」が今後進むと思われる、「電子基準点」の整備・充実も必要である。現在、国土地理院により1200か所の基準点が配置されているが、北海道や東北など配置密度の低い地域への増設が必要である。また利用開始から10年を経過し、整備の必要な基準点もあると聞いている。</p>	コマツ	国土交通省
3	3月22日	5月2日	現況地形及び 施工図の3D 化・配信の推進	<p>現在の設計図は施工主から2Dの紙のみで配布されており、情報化施工実施のためには施工側で3D化する必要がある。このためには、専門業者での3D化作業、もしくは3D化するためのソフトウェア購入と3Dデータ作成作業が必要である。慣れない業者にとっては取っ付き難い状況にある。</p> <p>また、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、3D化データ化することで、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積もり誤り及び工期遅れを防止することにも効果があると想定する。施工主から3Dデータが提供されれば、情報化施工促進に大きく役立つ。</p> <p>当社も過去に設計CADを2Dから3Dに切り替えたが、現場の変更に対する抵抗は大きいものがあった。大方針として徹底しないとうまく行かないと考える。</p>	コマツ	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
4	3月22日	5月2日	ブルドーザ、油圧ショベルの情報化施工普及促進	優先度の高いものとして「マシンコントロール(モーターグレーダ)技術」から普及の推進を図る、とされている。ブルドーザや油圧ショベルを対象にしたマシンガイダンス、マシンコントロール技術も準備がされているので、早期に普及推進できるよう願いたい。 現場の効率化の観点からも、旧来の丁張りを可能な限り無くせるなどの情報化施工のメリットを最大限に引き出すことが肝要であり、現場の全ての建設機械が情報化施工に対応している必要がある。	コマツ	国土交通省
5	3月22日	7月9日	排ガス規制に関する、大型特殊自動車への少数特例処置の導入について	少数特例処置とは、特定特殊自動車(いわゆる建機はこれに入る)には認められている排気ガス規制適合に関するの猶予処置で、生産台数の少ない製品に対して、規制の世代前の規制適合製品が市場に出せるルールです。(年間30台以下の車両に、通算100台まで販売可) 大型特殊自動車(ナンバープレートを取得し車検の対象車両、建機では除雪機械が対象。当社ではホイールローダとモーターグレーダ。)は自動車と同じ扱いで、少数特例が認められていない。規制適合車開発には全力を挙げているが、全製品を一挙に対応することは非常に困難で、少数販売の機種について特例・猶予をもらえれば、順次対応することで除雪車も規制対応しやすくなる。	コマツ	環国土交通省
6	3月22日	5月2日	除雪機械の乗車定員について	これまで除雪機械(ホイールローダ、モーターグレーダ)の定員は2名と定められて、一般土木用(定員1名)とは違う特別のキャブを搭載する必要があった。このため、排気ガス規制や運転席の安全関係の対応に遅れが生じたり、実施が困難な状況にある。昨年来、建機協等の要望が取り上げられて、国交省にて定員1名化に変更する方向で検討いただいているので、2014年度納入車に間に合うよう仕様の早急な決定をお願いしたい。(平成25年度末、3月を希望)	コマツ	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
7	3月22日	5月2日	建築物の屋上に設置する太陽光発電設備基準の見直し	<p>【具体的内容】 平成24年4月3日に閣議決定された「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」において、「建築物の屋上に設置する太陽光発電設備について、メンテナンス時以外、人が架台下に立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を屋内的用途に供しないものについては、その設置行為は増築には該当せず、原則として、建築確認は不要であることを周知する」とあるが、屋上駐車場の上部に架台をかけて太陽光発電設備を設置する場合についても、増築には該当せず、建築確認は不要との扱いにすべきである。</p> <p>【提案理由】 現状では、建築物の屋上駐車場を活用して上部に太陽光発電設備を設置する場合、その下にある駐車場や倉庫スペースについては「屋内的用途」と扱われるため、太陽光発電設備が建築物としての扱いを受け、建築確認が必要とされている。新築物件だけでなく既存物件も活用した太陽光発電設備の設置にあたり、屋上駐車場部分は貴重なスペースであるが、建築物扱いとされると容積、防災、構造等に関して一般建築物と同等の仕様を求められることとなり、設置コストが重くなるため、既存物件において設置が進まない一因となっている。 再生可能エネルギーの固定価格買取制度が進む中において、規制を緩和することにより太陽光発電設備の設置が容易となるため、大半を占める既存物件において、同設備の設置に弾みがつくことが期待される。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省
8	3月22日	5月2日	免震建物におけるエレベータシャフトの容積不算入	<p>【具体的内容】 エレベータの停止階については、エレベータシャフトの床面積が容積算入されるが、免震クリアランスを設けたことによって通常のエレベータシャフトよりもシャフト面積が大きくなる分については容積不算入とすべきである。</p> <p>【提案理由】 現行規定においては、エレベータの停止階について、エレベータシャフトの床面積が容積算入されることとなる。最近では、防災強化の観点から免震構造の建築物が増加しているが、中間層免震構造を採用した場合、免震クリアランスを設けるためにエレベータのシャフト面積が通常のエレベータシャフトより大きくなることにより、容積算入される床面積も大きくなってしまふ。 そのため、免震クリアランスを設けることによって通常のエレベータシャフトよりもシャフト面積が大きくなる分については容積不算入とし、地震に強い社会資本の整備に向けて、免震構造を備えた建築物の建設を一層推進すべきである。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
9	3月22日	5月2日	用途規制上の 既存不適格建築物の増改築 に対する取扱いの合理化	<p>【具体的内容】 用途規制上の既存不適格建築物の増改築を行う場合に、建築基準法施行令第137条の7第3号(不適合用途の床面積の上限)を廃止し、環境上及び安全上で支障のない場合には増改築を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 用途規制上の既存不適格建築物の増改築について、現行法令では、「基準時における不適合用途部分床面積の1.2倍以下」と規定されているが、多くの用途規制の開始から40年以上を経過した現在において、算定基礎となる基準時(=当該用途規制の開始時点)における用途面積の確認や証明は非常に困難である。当時の建築図書等も残っていない場合には、増改築の計画すら立てられない建物も存在することとなる。 例えば工場用途等では、技術の進歩により同じ面積であっても生産性が向上していたり、周辺環境への影響も小さくなっているといったケースが考えられるため、年月が経過した「基準時の面積」を判断の基準とすることは適切でないと考えられる。また、建築基準法第48条第14項により、前各項の「ただし書」の規定を踏まえて「各用途地域の趣旨を害するおそれがないと認め、又は公益上やむをえないと認めて許可した場合」には、現行法でも増改築が可能との規定はあるが、具体的な許可基準が定められていないために、その実現は極めて困難である。 確認の困難な基準時面積を判断基準とするより、当該地域における既定の騒音・振動、大気汚染、排水汚染等の規制基準をクリアして周辺への甚大な影響が生じない場合には、規制を緩和すべきである。これにより、周囲への影響も抑えつつ、既存不適格により増改築計画が進められない老朽建築物の更新を促進できる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省
10	3月22日	5月2日	避難安全検証法における大臣認定の弾力的運用	<p>【具体的内容】 避難安全性能評価に関して、大臣認定の範囲内の変更(安全側への変更)であれば、大臣認定の再取得は不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 現行規定において、変更確認を行う際には、安全側への変更であっても確認の内容と一致させるために再度大臣認定を取得する必要がある。そのため、軽微な変更については手数料の減額措置が図られているものの、原則として、再認定取得のための書類作成、認定手続き期間、手続き手数料等が必要になり、関係者すべてにおいて事務手続きの負担やコストが発生している。 避難安全性能評価に関して、変更に係るガイドライン等を作成し、「定期的に研修を受けて一定の質を備えた構造設計一級建築士など」の設計者が安全性を確認することで、安全側への変更である場合には大臣認定の再取得は不要とすべきである。 規制を緩和することで認定回数が減少することになり、大臣認定機関、建築現場、設計事務所等のそれぞれにおいて事務手続き負担が軽減されるため、他案件の認定行為がスムーズに行われることとなる。また、賃貸ビルにおいては、テナントの入替えに伴う諸手続きの簡略化につながるため、円滑な入替えが可能となる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
11	3月22日	5月2日	借地借家法における正当事由制度の見直し	<p>【具体的内容】 建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発などの認定などを正当事由とすべきである。</p> <p>【提案理由】 借地借家法では、建物の普通賃貸借契約において、賃貸人が更新拒絶・解約申し入れの正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情の他、利用状況、従前の経過、現況、財産給付である。明渡しに関して賃貸人・賃借人間で争いが生じた場合には、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所等が判断している。 良好な街づくりのためには、一定程度の建物等の更新が不可欠であるが、賃借人との明け渡し交渉の不調がそれを著しく阻害している。建物の老朽化を正当事由にする場合、相当の老朽化が進んでいないと明け渡しが認められず、賃貸人が新たな土地活用をする足かせとなっている。また、良好な街づくりや周辺環境にも悪い影響が出ている。 賃貸人にとって明け渡しを受けることができれば、建物の建替え需要も出ることから経済の活性化につながる。また、良好な街づくりは地域住民の生活環境向上にもつながる。</p>	日本経済団体連合会	法務省
12	3月22日	5月2日	都市計画法における開発許可	<p>【具体的内容】 工事施行者が決まっていない状況であっても、発注者がこれまで行ってきた発注先の実績等を踏まえ、開発を完成するために必要な能力を有すると判断される場合においては、開発許可を行うべきである。</p> <p>【提案理由】 都市計画法第30条4項により、開発行為の許可申請手続きに入る際、「工事施行者」の記載が求められている(建築基準法の建築確認申請では「工事施行者未定」が認められている)。このため、工事施行者と工事契約した後には許可申請ができず、また、申請が認められるまで確認申請の提出もできないため、手続き上の無駄な時間が生じている。 通常の業務の流れ(設計→申請(確認申請等を含む)→工事)では、申請後に工事施行者を決定するのが妥当であると考えられ、発注者の能力(実績・資力等)を担保とし、これらを証明する書類を添付することで、工事施行者未定でも申請できることとすれば、設計時の開発許可申請完了、確認申請後の工事契約が可能となる。なお、懸念される施行者の倒産等による工事未完リスクについては、発注者の能力を査定することで対応が可能であり、発注者が十分な能力を有しないと判断された場合にのみ、従前どおり工事施行者を定めてから手続きを行うこととすれば足りる。 これにより、ゼネコンに設計から工事を一括発注しない発注者(設計と発注のみを行う事業者)にとって、手続き上のロスを生じることなくプロジェクトを進めることができ、開発のスピードを上げることが可能となる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
13	3月22日	5月2日	建設業法上の法人の「役員」要件の見直し	<p>【具体的内容】 建設業許可基準における役員経験年数の制限を緩和・撤廃し、資格等による代替措置を講じるとともに、「役員」の範囲の見直しについて、経營業務の執行に関して取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けていると実質的に認められる場合には、執行役員も建設業法第7条の「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)」の「これらに準ずる者」として認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、法人が建設業の許可を受けるにあたっては、常勤である「役員」の一人が、(イ)許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者、または、(ロ)国土交通大臣が(イ)と同等以上の能力を有すると認定した者であることが求められている(建設業法第7条第1号)。 しかし、建設業の適正な経営に必要な知識や経験を備えているかについては、一律に「取締役」等としての経験年数要件を課すことが適切ではなく、諸外国の事例も参考に、例えば資格試験等で確認することも可能であると考えられる。 「役員」の範囲の見直しについて、昨年度の規制改革要望に対する国土交通省からの回答では「対応不可」とされているが、近年のコーポレート・ガバナンスの傾向として、企業内における取締役の数が大幅に減少しており、実質的にその業務の多くを執行役員が遂行していることを踏まえれば、実態に即し、経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けていると実質的に認められる場合には、執行役員も、建設業法第7条の「役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)」の「これらに準ずる者」として認めるべきである。 これにより、人材の活用を通じた柔軟な会社運営や新規参入等による建設業界の活性化が期待される。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
14	3月22日	5月2日	建設現場へ配置する技術者の専任配置基準の見直し	<p>【具体的内容】 共同住宅については、建設業法第26条第3項及び同法施行令第27条において、工事現場ごとに専任で主任技術者又は監理技術者を配置すべき重要な建設工事として規定されているが、形式適合認証(建築基準法第68条の10)および形式部材等製造者認証(同法第68条の11)によるものについては施工が標準化され、品質の確保が容易になるため、専任の要件を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 規制の現状として、請負金額が建築一式工事において5千万円以上の場合で、下請への発注金額の総額が4千5百万円以上の場合には専任の監理技術者、同額未満の場合には専任の主任技術者を配置することとなっているため、共同住宅の建設工事監督の数が膨大となっている。 住宅メーカーにおける一支店の例： 住宅営業所の工事監督(売上19億4千万円):3名 共同住宅営業所の工事監督(売上18億5千万円):9名 形式適合認証及び形式部材等製造者認証による共同住宅については、建築基準法上で現場や製造部門の品質、安全、工期、環境、コストなどの管理業務が軽減されているにもかかわらず、建設業法上では一般物件、在来工法物件と同じ現場管理が必要とされ、工事現場での専任の技術者配置規制が緩和されていないため、そのメリットが生かされていない。 規制を緩和することにより、適正な人材配置によるコスト削減が望めることから、良質な共同住宅をより低い価格で提供することが可能となる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
15	3月22日	5月2日	住宅瑕疵担保 履行法上の供託 に関する販売 戸数の合算	<p>【具体的内容】 ①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合、請負住宅と分譲住宅の請負・販売戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。 ②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合、メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしていること等により、メーカーと販売代理店の一体性が確認できる場合は、メーカー参加の代理店の販売・請負戸数を合算した戸数をもとに、供託基準額を算出すべきである。</p> <p>【提案理由】 ①同一事業者が建設業と宅建業を兼業している場合 法律上、同一の主体が建設業と宅建業とを兼業する場合を想定していないため、建設業と宅建業を兼業している事業者は、請負と売買の契約形態ごとに戸数を把握して、供託額を算出の上、両者を合算して供託することが求められる。しかし、同法は契約形態ごとに消費者保護に必要な資力に差を設けておらず、契約形態の違いが消費者保護にあたり事業者が担うべき資力を決定する上での重要な要素になるわけではない。責任を負うべき主体が同一であるなか、契約形態ごとに区別して算出する合理性はみいだせない。 ②住宅メーカーが販売代理店方式を採用している場合 供給事業者(販売代理店)ごとに供託額を算出して合計するため、販売代理店方式を採用するか否かで同じ戸数であっても供託額が変わってしまう。消費者保護とは異なる次元で供託額が決定される仕組みとなっており、合理性を欠いている。メーカーが瑕疵担保責任の連帯保証をしている等、メーカーと販売代理店の一体性が認められる場合には、販売代理店の戸数を合算の上で供託金を算出したとしても、消費者保護の実効性は担保される。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省
16	3月22日	5月2日	住宅瑕疵担保 履行法上の保 留床に対する 供託金の取扱 いの改善	<p>【具体的内容】 マンション建替事業において、施設建築物竣工までの間に、瑕疵担保請求権が発注者である建替組合から、権利床取得者及び保留床取得者に移行する旨の約定がなされるとともに、建替組合に参加した宅建業者が保留床を原始取得して第三者に分譲することが予定されている場合、住宅瑕疵担保履行確保法に基づく建設業者の供託金算定は、権利床相当住戸数をもとに算定することとすべきである。</p> <p>【提案理由】 住宅瑕疵担保履行法は、発注者が宅建業者である場合を除き、建設業者に資力確保を義務付けており、マンション建替事業において、発注者である建替組合は宅建業者に該当しないことから、建設業者は資力確保措置を講じる必要がある。しかし、宅建業者が建替組合に参加して保留床を原始取得するとともに施工者に対する瑕疵担保請求権も引き継ぐ場合、保留床分の実質的な発注者は宅建業者であるといえることから、建設業者による資力確保の対象外としても消費者保護の観点から問題は生じない。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
17	3月22日	5月2日	地域の自立型電源設置スペースとしての公共空間利用	<p>【具体的内容】 都市再生特別措置法や密集市街地における防災街区の整備に関する法律等の指定地域などにおいて、地域冷暖房等の熱供給、コージェネレーションシステム等を活用した地域の自立型電源など、公共性の高い施設等に対しては、公共空間(既成市街地における道路、公園等)における占用規制(地下占用)を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 道路に道路法第32条1項各号の工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならないが、道路管理者が許可を与えることができる要件として、「道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの」とされている。 また、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならないが、公園管理者が許可を与えることができる要件として、「必要やむを得ないと認められるもの」とされている。 災害時に機能が途絶しないような地区整備が求められる中、地域冷暖房等の熱供給に加え、コージェネレーションシステム等を活用した地域の自立型電源(プラント)の整備が必要となっているが、既成市街地では、民間地内におけるスペース確保が難しい一方で、公共空間の占用規制(余地要件等)により自立型電源整備は困難な状況である。 本要望が実現すれば、災害時に系統電力や各ビルでの非常用発電機からの電力供給が困難な状況に陥った際に、自立型電源による電力供給が可能となり、災害時に機能途絶しない、災害に強い街づくりにつながる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省
18	3月22日	5月2日	水景施設における雨水活用の促進に向けた下水道規制の見直し	<p>【具体的内容】 ヒートアイランド対策等で民間事業者が整備した水景施設において雨水を活用した場合の排水について、民間事業者が下水道法第8条で定められた水質まで浄化した場合には、河川等の公共水域に直接放流することができることを明確にするのと同時に、公共下水道管理者への周知を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 「国の規制・制度に関する集中受付(平成23年9月1日～10月14日)で受け付けた提案等に対する各省庁からの回答」において、国土交通省は「ヒートアイランド対策のための河川水利用に関する下水道規制の見直し」に対して、「水景施設で利用した水を下水道法第8条で定められた水質にまで浄化した場合には、下水道法第10条第1項ただし書に基づき、公共下水道管理者からの許可をうけて、当該水を河川等の公共用水域に放流することができる」との考え方を示している。これは、ヒートアイランド対策のための河川水を利用した水景施設の設置の後押しとなった。一方で、一部の地方公共団体においては、河川水に加え貯留した雨水を活用する水景施設については、その排水が下水道法第8条で定められた水質まで浄化されていても、下水道法第10条第1項ただし書の対象とならないとして、下水道に接続し下水道料金を支払うよう求めている。河川水に加え貯留した雨水も活用した水景施設のコスト負担が軽減されれば、都市部のヒートアイランド対策の一層の進展も期待されるとともに、活用後の水を下水道法第8条で定められた水質にまで浄化してから河川等の公共用水域に直接放流すれば、河川等の水質改善の効率化も期待できる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
19	3月22日	5月2日	河川区域内の 工作物の新築 等に関する許 可制度の見直 し	<p>【具体的内容】 河川区域内の工作物の新築等に関する許可制度を、規制の目的と対象、状況に照らして一部簡素化・合理化すべきである。</p> <p>【提案理由】 河川法は、「洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進する」目的のため、第26条第1項において、河川区域内の土地における工作物の新築等については、河川管理者の許可を受けなければならない。また、河川法を所管する国土交通省は、工作物の新築等に該当する具体事例等を参考情報としてホームページで公表している。 工作物にも護岸や水門、ガードレールや手すり、照明灯、さらには看板など様々なものがあり、また許可を必要とする理由にも治水から景観の保全まで様々なものが挙げられているが、例えば洪水面上位にあり大規模災害防止に悪影響を及ぼさないダム関連施設のガードレールや手すり、照明灯などの工作物の新築等については事後届出制にするなど、許可制を規制の目的と対象、状況に照らして一部簡素化・合理化すれば、民間事業者の事業の効率化・円滑化に資すると考えられる。</p>	日本経済団 体連合会	国土 交通 省
20	3月22日	5月2日	「セルフ」看板に 対する屋外広 告物法の適用 除外	<p>【具体的内容】 セルフ式ガソリンスタンドに設置が義務付けられている「セルフ」看板について、社名等を併記せず、「セルフ」単体表示であったとしても、屋外広告物条例の規制対象としている自治体がある。屋外広告物法に基づく「屋外広告物条例ガイドライン(案)」に沿い、法令の規定による表示物については、屋外広告物条例の規制対象から除外するよう自治体に指導を徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 セルフ式ガソリンスタンドにおいて、「セルフ」という表示看板を設置することは、消防法規※によって義務付けられている。一方、屋外広告物法に基づく「屋外広告物条例ガイドライン(案)」第11条1項1号においては、法令の規定で表示する広告物又はこの掲出物件は屋外広告物規制の適用除外としている。これに従い、多くの自治体の条例では、法令の規定による表示物等は規制の対象外と明記しているにも拘わらず、社名等を併記しない「セルフ」単体の表示物であっても、屋外広告物規制の対象にして運用している自治体がある(九州地方のある自治体)。 屋外広告物法の景観の維持という法の趣旨は理解するが、「セルフ」看板は危険物施設の安全確保の観点から定められている消防法規において設置が義務付けられており、同法規に基づく申請、点検義務を負っているものである。それにも拘わらず、屋外広告物条例でこれを広告物と捉え、消防法規とは別に許可申請や点検義務を課すことは二重規制である。 従って、「セルフ」看板について、「屋外広告物条例ガイドライン(案)」に沿い、屋外広告物規制の適用除外とすべく自治体に指導を徹底すべきである。 ※「危険物の規制に関する規則」第28条の2の5第1号 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所には、当該給油取扱所へ進入する際見やすい箇所に顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨を表示すること</p>	日本経済団 体連合会	国土 交通 省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
21	3月22日	5月2日	緊急通行車両 手続きの簡素化	<p>【具体的内容】 大規模かつ広範囲にわたる災害の際の緊急通行車両手続きを簡素化すべきである。</p> <p>【提案理由】 現状、緊急通行車両の確認は、車両単位での「事前登録」が原則となっているが、東日本大震災のような大規模かつ広範囲にわたる災害の場合、事業者の社用車では足りず、レンタカーを借りて物資の輸送を行うこともあるため、「事前登録」による緊急通行車両の確認を得ることが困難な状況にある。 従って、有事の際には、緊急通行車両の確認を簡素な手続きで受けられるようにすべきである。 ※例1: 通信事業者等災害時の社会インフラの復旧作業に従事する事業者であればすぐに緊急通行車両の確認を受けられる。 ※例2: 被災地に支援物資を運搬する小売り事業者に対して、緊急通行車両許可証を一括交付する。</p>	日本経済団体連合会	総警内務察閣省庁府
22	3月22日	5月2日	トラック、トレーラーの車検期間延長	<p>【具体的内容】 ①車両総重量8トン以上のトラック・トレーラーの自動車検査証の有効期間を「初回2年」とすべきである。 ②車両総重量8トン未満のトラックについては、2回目以降の車検有効期間を2年とすべきである。</p> <p>【提案理由】 車両総重量8トン以上のトラック、トレーラーにおける自動車検査証の有効期間は初回の車検を含め、一律1年(8トン未満は初回のみ2年間)となっている。 しかし、①技術革新を背景に、営業用トラックの性能や品質が飛躍的に向上していることに加え、国土交通省令の定めにより3カ月毎の定期点検整備が義務化されている②道路整備の充実に加え、速度規制や拘束時間への対応強化等の時代環境の変化に伴い、従来に比べエンジンへの負荷軽減環境が進んでいる③労働人口減少と環境問題を背景とした鉄道輸送や船輸送へのモーダルシフトが進む中で、営業用トラックの走行距離が短縮化されている等、トラックの安全性が高まっていることから、車検期間を延長すべきである。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
23	3月22日	5月2日	限定近海区域における内航船の航行基準の緩和	<p>【具体的内容】 内航船が燃料の消費やリードタイムの面で、より効率的に航行できるよう、沿海区域の水域について、20海里以内とされている範囲を拡大すべきである。</p> <p>【提案理由】 国際航海に従事しない船舶として、1996年7月に新規に「限定近海船」が規定され、沖縄、八丈島、宮古～襟裳岬間(青森県東海岸沖)が航行可能となった。また、同年12月には、①内浦湾沖、②石巻湾沖、③伊勢湾沖、④紀伊水道、⑤土佐湾沖、⑥豊後水道沖、⑦若狭湾沖の7沿海区域の境界については直線化が実施された。しかし、沿岸資格船については、原則として上記を除いた水域では沿岸から20海里以内の航行を義務付けられており、非効率な航行となっていることから、安全航行の担保できる範囲内(例えば50海里)まで沿海区域を拡大すべきである。20海里が規定された時点と現時点を比べると、船舶電話の進歩(VHF船舶電話→衛星船舶電話)により、沿岸から20海里超のエリアにおいても連絡が途絶えることはなくなったこと、堪航性やレーダー等航海機器の発達によって船舶の性能が向上していること、巡視船の速力等の性能向上や空からの救助体制が整備されたこと、状況の改善が見られる。なるべく直線に近い航行が可能となれば、航海距離の短縮につながるため、省エネが実現するほか、航海時間自体も短縮されるので、輸送リードタイムの短縮にもつながり、コスト低減等の経済上のメリットも大きい。本件については、規制・制度改革における方針(平成23年4月8日閣議決定)において、沿海区域の部分的な拡大について平成23年度検討開始、平成24年度結論とされているところであるが、関係者の要望をしっかりと反映させる形で検討を進めるべきである。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省
24	3月22日	5月2日	限定近海船の船舶料理士資格の緩和	<p>【具体的内容】 1000GT以上の限定近海船に限り、沿海船同様に船舶料理士資格船員の乗船義務を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 船舶料理士に関する省令第1条により、遠洋もしくは近海区域を航行する1000GT以上の船舶については、船舶料理士資格を持つ船員の最低1名以上の乗船が義務付けられている。このことから限定近海船(近海区域を航行区域とする船舶のうち本邦の周辺の水域のみを航行する船舶)においても船舶料理士有資格者を乗船させている。海員学校の司厨・事務課が廃止され、また船舶料理士取得のための外部講習会も殆ど開催されなくなるなか、同資格を新たに取得する船員が減少していることから、引きとめ(下船退社阻止)に苦慮しているのが現状である。今後は同資格を有する船員の確保が更に難しくなることが想定される。そもそも、限定近海区域は、沿海区域を航行する船舶の大型化、航海設備の進歩等によって、ある程度沿岸から離れて航行しても比較的容易に船舶の安全性を確保することができるようになったことに伴い追加された区分である。航行区域は本邦の周辺の水域のみに限定され、船舶料理士資格者の乗船義務のない沿海船と作業の違いもないことから、近海区域を航行区域とする船舶のうち限定近海船に限り、沿海船と同様に船舶料理士資格者を不要とすべきである。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
25	3月22日	5月2日	瀬戸内海航路における航路内通行規定の緩和	<p>【具体的内容】 海上交通安全法第4条において、巨大船(LOA200m以上の船)は特定の海域において航路内を通行することが義務付けられている。しかし、瀬戸内海では伝統漁法である「こませ網漁」により航路が閉塞し、船舶の航行が妨げられる事態がしばしば発生している。 海上交通安全法第4条を見直し、漁労船を回避する為にやむを得ない場合は航路外の航行を認め、この状況を解決すべきである。</p> <p>【提案理由】 海上交通安全法第4条では、巨大船(LOA200m以上の船)は特定の海域において航路内を通行することが義務付けられている。しかし、瀬戸内海地域では伝統的な定置網漁の一種である「こませ網漁」が行われており、漁の最盛期には設置された漁網により航路が閉塞し、船舶の航行が妨げられる事態が度々発生している、こませ網漁により航路を閉塞することで、船舶の航行が出来ず荷役のため「沖待ち」を強いられる船が発生するとともに、荷主の企業が用船社に対し滞船料を要求されている。日本水崎案内人連合会Webページによると、平成21年度は合計79隻の船舶がこませ網漁の影響により運航調整を強いられる。また、平成22年2月22日付 中国新聞朝刊によると、香川県内に工場を持つ企業各社は、平成21年度に合計約1億2000万円の滞船料を用船社に支払うこととなったと伝えている。 現在、瀬戸内海中央にある水島港は港湾法により国際バルク戦略港に指定されている。しかし、こませ網漁による航路閉塞問題が今後も解決されないならば、水島港は韓国(釜山港)や中国(上海港)といった海外の大規模ハブ港に対抗していくことは難しいと考えられる。 この問題を解決するために海上交通安全法第4条を見直し、漁労船を回避する為にやむを得ない場合は航路外の航行を認める必要があると考える。 こうした取り組みを通じて、瀬戸内海地域の漁業と流通の共存を図り、水島港を国際戦略港として発展させていくことができると考える。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
26	3月22日	5月2日	事業用航空機の修理改造検査の緩和	<p>【具体的内容】 航空法で定められている修理改造検査について、検査・合格済の機器と同じ型式の機器であれば、製造番号が異なっても修理改造検査を不要とするべきである。</p> <p>【提案理由】 航空写真撮影などの事業用航空機に新たな機器などを搭載する場合、航空法第16条の修理改造検査を受け合格する必要があるが、既に検査・合格済の機器と同じ型式の機器であっても、製造番号が異なる機器を搭載する場合には、再度の修理改造検査が発生する。修理改造検査は、簡単な場合でも時間が1ヶ月ほどかかり、費用も数十万円から数千万円かかる。しかも、その間、当該航空機は稼働することができない。例えば、迅速性を要する災害対応測量時に航空カメラなどの機材が故障すると、同型の代替機材を確保していたとしても、修理改造検査のために作業が中断されるといった問題が生じる。航空測量業界で主に業務として活用している、航空写真カメラや航空レーザ装置など、同型の代替機材を搭載しても航空の安全性に支障がないと考えられる機材については、一度修理改造検査に合格している機材と型式が同じであれば、代替品の検査を不要とすることが求められる。これにより、緊急性の高い業務等に無用な中断が生じなくなるほか、人件費なども含めた検査費用等のコストの削減が期待できる。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省
27	3月22日	5月2日	乗務員室又は客室と隔離されていないヘリコプターにおける貨物室への危険物搭載要件の見直し	<p>【具体的内容】 ヘリコプターには、その構造上、貨物室(貨物搭載場所)が乗務員室又は客室と隔離されていない機種が多くある。その場合、構造上貨物室(貨物搭載場所)は乗務員室又は客室の一部とみなされるため、危険物の搭載が出来ない。乗務員の他に貨物担当者を同乗させること等の対応により、一部危険物の搭載を可能とするよう要望する。</p> <p>【提案理由】 航空法における危険物は消防法等と比較して範囲が広い。例えば、防虫スプレー、カセットコンロ用ガス、ライター、消火器、医薬品等様々な生活物資が危険物とされているが、それらについて法令上の梱包容器や数量を満たしていても、構造上貨物室(貨物搭載場所)が乗務員室又は客室と隔離されていなければ搭載することができない。ヘリコプターは、一般旅客の移動以外に、山間部や島嶼等といった僻地への生活物資の輸送、災害時などの復旧資材の輸送など重要かつ迅速な社会インフラである。しかし、この要件によって有効活用が出来ていない状況にある。例えば、乗務員の他に貨物担当者同乗させるといった対応により、こうした危険物の搭載を可能とするよう要望する。要望の実現によって、僻地での生活の質の向上、山間部や洋上施設における保守の合理化、災害時などの早期復旧における効果等が見込まれる。 具体的な例:ライター、マッチ、ペンキ、アルコール飲料、灯油、軽油、ガソリン、タイヤ、ドライアイス、防虫スプレー、カセットボンベ、医薬品、バッテリー、発電機、漂白剤、農薬など</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
28	3月22日	5月2日	操縦士学科試験の受験機会増について	<p>【具体的内容】 操縦士学科試験について、既に米国や中国で導入されているコンピューター化を図ることなどにより、受験が随時実施できる体制とするべきである。</p> <p>【提案理由】 現行、操縦士の学科試験の実施は年6回が原則とされている。また、資格によっては年3回の受験機会に限られるものもある。学科試験の随時の実施により、事業者の事業計画に応じたタイムリーな操縦士養成が図られ、航空運送事業の根幹となる操縦士の養成が従来に比べて短期間でできることとなる。また、今後想定される操縦士不足に対してもフレキシブルな対応が可能となる。 本要望については、「航空の安全分野における技術規制のあり方の検討について(報告書)」において、「平成24年度中を目途に、学科試験のコンピューター化に関する諸外国の実状等を調査し、我が国への導入の可能性や導入に当たり必要となる検討事項の抽出を行う。」とされているところであり、早急に検討をすすめ、結論を得るべきである。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省
29	3月22日	5月2日	大規模小売店舗立地法に基づく届出手続の簡素化・迅速化	<p>【具体的内容】 ①新設届出における事前協議や交通協議、道路工事実施協議等を短期化すべきである。 ②新設および変更届出に際して届出書に添付する資料を削減すべきである。 ③変更届出における8ヶ月制限適用対象項目の運用を柔軟にするとともに、説明会の開催についても極力軽減すべきである。</p> <p>【提案理由】 ①大規模小売店舗立地法第5条1項に基づき、大規模小売店舗を新設する場合、都道府県に届け出なければならない。しかし、届出までの事前協議や交通協議、道路工事実施協議等の長期化により、計画段階から開店までに1年半程かかるケースも多く、事業計画の見通しが立たない状況である。よって、事前協議・交通協議に要する期間を短縮すべきである。 ②大規模小売店舗立地法第5条、第6条に基づく届出に際して、届出書に添付する資料が多岐に渡るうえ、運用主体である都道府県において独自の様式が定められており、届出に係る手続きが非常に煩雑である。また、都道府県により提出部数が異なり、相当部数用意する必要がある都道府県もあるなど、出店者側の負担が大きい。よって、届出に際して添付する資料の様式及び部数を全国で統一すべきである。 ③大規模小売店舗立地法第6条に基づく変更届出について、大規模小売店舗立地法施行規則第3条第1項が定める項目に係る変更の場合、8ヶ月制限の適用対象となるが、変更内容の環境への影響度合を勘案した運用とすべきである。例えば、駐輪場の位置を変更する場合、8ヶ月制限の対象となり、届出後8ヶ月経過するまで変更できない。法律では、第8条第5項において、4ヶ月の意見募集を経て、意見が無い旨を届出者に通知したときは、8ヶ月制限が解除されるとしているが、自治体によっては、本規定を全く活用していないところもあることから、本規定の積極的な活用を指導すべきである。また、駐輪場の位置変更や営業時間・荷捌き時間の変更に関して説明会の開催を求める自治体もあるが、施行規則第11条2項にもある通り、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であることが明らかな場合は説明会開催が不要である旨を徹底すべきである。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
30	3月22日	5月2日	たばこ小売販売業の許可基準における距離基準の撤廃	<p>【具体的内容】 たばこ小売販売業の許可基準における距離基準を撤廃すべきである。</p> <p>【提案理由】 予定営業所(たばこ販売を予定している店)と最寄りのたばこ販売店との距離が、たばこ事業法および同法施行規則で定められた基準距離を満たしていない場合、予定営業所に、たばこ小売販売業の許可はされない。経済的規制の典型である需給調整規制は早急に撤廃すべきであり、むしろ、未成年者喫煙防止取り組みの観点から、対面販売により、販売責任を全うできる店に許可すべきである。</p>	日本経済団体連合会	財務省
31	3月22日	5月2日	たばこ小売販売業の許可手続の迅速化	<p>【具体的内容】 たばこ小売販売業の許可手続を迅速に行うべきである。</p> <p>【提案理由】 たばこ小売販売業の許可申請に際し、予定営業所(たばこ販売を予定している店)と最寄りのたばこ販売店に距離基準を設けているが、「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」では、その特例として、「最寄りの小売販売業者の営業所が休業店(正当な理由なく1ヵ月以上休業している)の場合は、予定営業所と当該休業店との距離は測定しない」とされている。しかし、休業店については、財務局から休業店舗所有者に廃業指導が行われ、廃業手続が終了した後に予定営業所への許可が行われるため、通常の許可申請に係る処理期間(※標準処理期間は2ヵ月と定められている)に加えて1～2ヵ月程余計に時間がかかっている。最寄り店が休業店の場合は、直ちに距離基準を満たしていると判断し、審査を行うべきである。</p>	日本経済団体連合会	財務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
32	3月22日	5月2日	食品衛生管理者資格認定講習会受講の容易化(受講機会の拡充)	<p>【具体的内容】 食品衛生管理者資格認定講習会をより容易に受講できるよう、開催場所・開催頻度の増加や通信講習の実施等を検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であって、食品衛生法施行令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置くことが義務付けられている。食品衛生管理者の取得要件として、食品安全衛生法第48条第6項第1から3号のいずれにも該当しない場合は、高等学校卒業相当の者で食品衛生管理者の設置が義務付けられている業種の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、食品衛生管理者の資格認定講習会の課程を修了した者でなければならない。資格認定講習会は、講習会の開催の都度、講習会を開催しようとする者からの申請により、厚生労働大臣が登録したうえで、実施される。 しかし、講習会の近年の開催実績によると、その開催頻度は低く、開催場所も少ない(平成23年度:1回(於大阪)、平成22年度:1回(於東京)、平成19年度:1回(於東京))。また、講習会の開催期間が長く(通常約40日間)、遠方から講習会に参加する受講者にとっては、滞在費を含め、負担は大きい。 東京・大阪に加えそれ以外の地域でも講習会を開催することにより、受講者の負担軽減を図るべきである。また、一般共通科目(現在は座学のみ)はじめ実習を要さない科目に限りオンライン等での受講を認めることも、受講者の負担軽減に資すると考えられる。</p>	日本経済団体連合会	厚生労働省
33	3月22日	5月2日	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する排出者責任の特例措置	<p>【具体的内容】 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、元請業者が排出事業者としての責任を負うという原則は変えずに、発注者の同一事業場内で再利用されることが確実であると認められる場合については、発注者が再利用等をしようとする対象物を明確にし、その旨を工事請負契約において明示させた上で、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができる例外を設けるべきである。</p> <p>【提案理由】 建設工事に伴い生ずる廃棄物については、2010年の廃棄物処理法改正により、元請業者に処理責任が一元化された。しかし、大規模な工場内での建設工事においては、同一事業場内で土木建設工事が非連続かつ頻繁に行われることが多いため、工事の発注者が自らの工場の中で再利用等を行った方が効率的な場合もある。 たとえば、前の建設工事で発生したコンクリートがらなどは、同一事業場内の次の工事で使用されることが望ましい。しかし、現行の法制度の下では、元請業者が排出者となるため、発注者の事業所内に廃棄物を留めておくためには、元請業者から発注者に処理を委託する必要があり、発注者が処理業の許可を得る必要がある。そのため、元請業者は、数ヶ月間発注者の工場内に留めておけば次の工事で使用できる廃棄物であっても事業場外に移動させて、有効利用先を探すか処分先を探す必要がある。 一方、発注者が元請業者に代わって排出者責任を負うことができれば、前の工事で発生したコンクリートがらなどは、広大な敷地の同一事業所内で適切に保管され、次の工事で建設材料として使用できるため、元請業者と発注者の適切な役割分担により、副産物の効率的なりサイクルが進む。また、輸送効率が上がるため、地球温暖化対策の観点からも有効である。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
34	3月22日	5月2日	廃棄物該当性の判断基準の見直し	<p>【具体的内容】 環廃産発第050812003号「行政処分指針について(通知)」において、廃棄物または有価物の判断要素の基準のひとつである「通常の取扱い形態」として、「製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記載がある。 しかし、廃棄物として通常処理していても、製品としての市場が形成され、有価でリサイクル業者に売却しているケースが存在する。そこで、実態と合わない上記通知の「通常の取扱い形態」を見直すべきである。例えば、「廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記述の削除が考えられる。</p> <p>【提案理由】 廃棄物に該当するかどうかは、(1)物の性状、(2)排出の状況、(3)通常の取扱い形態、(4)取引価値の有無、(5)占有者の意思を、総合的に勘案して判断される。このなかの「(3)通常の取扱い形態」については、「製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」とされている。しかし、廃棄物として通常処理されていても、有価物として売却できるケースが実際に存在している。例えば、燃料へのリサイクルが可能な廃油については、廃棄物として通常扱われるが、有価でリサイクル業者に売却することが可能である。そのため、当通知の「(3)通常の取扱い形態」は実態とは矛盾する基準となっており、この基準があるがために、廃棄物として通常処理されていれば、有価で売却していても、廃棄物処理法上の廃棄物として見なされてしまう可能性がある。現在、廃棄物としていたものを有効利用製品として市場を形成させていくことが求められており、本基準は廃棄物の有効利用促進を阻害していると考えられる。当通知の「(3)通常の取扱い形態」を見直すことで、廃棄物の有価物化が促進され、経済上価値のある資源の有効活用、また廃棄物の削減に繋がることが見込まれる。なお、(3)の「廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと」という記述を削除したとしても、他の判断基準により、廃棄物の適正処理は担保できる。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体 名 (会社名・ 団体名)	制度 の 所管 官庁
35	3月22日	5月2日	廃棄物の定義 等の明確化	<p>【具体的内容】 (1)有価物として再販売するかが未定の下取り品、(2)二重の下取りを行う製品(販売業者が下取りを行った製品を、製造業者が再度下取りするケース等)、(3)顧客に納入した製品のメンテナンスにより発生する交換部品や油脂類、(4)製品の設置工事で発生する廃棄物について、(a)どの段階から廃棄物処理法上の「廃棄物」に該当するか、(b)「廃棄物」に該当する場合に排出者責任は誰にあるのか(製品の販売業者、販売業者から委託された業者、製品の購入者等)、(c)「廃棄物」に該当する場合に処理業の許可は必要か、具体的なケースを想定し、通知等により明確化すべきである。</p> <p>【提案理由】 製品の販売等に伴って生じる廃棄物については、平成12年9月29日衛産第79号において、「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのもを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること」と通知されているが、上記(1)～(4)の(a)～(c)については明確化されておらず、自治体によって判断が異なる。 例えば、「(2)二重の下取りを行う製品」について、販売業者が下取りをした製品を、製造業者が再度下取りをする際、収集運搬を行う製造業者に収集運搬業の許可が必要かどうかの判断が自治体によって異なっている。 廃棄物の定義等については、様々な通知等が出されているが、さらなる明確化を行うことで、自治体の判断のブレが解消され、廃棄物処理法が全国で統一して運用されることが期待される。同時に、業者等が非意図的に法律違反をしてしまうことが避けられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体 名 (会社名・ 団体名)	制度 の 所管 官庁
36	3月22日	5月2日	バイオマス発電の普及に向けた廃棄物該当性の判断基準の緩和	<p>【具体的内容】 資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要である。そこで、バイオマス燃料に関して廃棄物該当性の判断基準を見直し、バイオマス発電を推進すべきである。具体的には、バイオマス発電事業者がバイオマス燃料を輸送し、発電に用いる際に限り、廃棄物該当性の判断基準である「通常の取り扱い形態」の適用除外、「取引価値の有無」の緩和(例えば、購入価格のみで判断し、運送費は考慮しない等)を行うべきである。また、国は、バイオマス燃料が廃棄物に該当するかどうかの明確な判断基準を策定すべきである。</p> <p>【提案理由】 廃棄物に該当するかどうかは、(1)物の性状、(2)排出の状況、(3)通常の取り扱い形態、(4)取引価値の有無、(5)占有者の意思を、総合的に勘案して判断することになっている。「(3)通常の取り扱い形態」では製品の市場性が問われるが、新規開発した廃棄物由来燃料の場合は、市場に流通した前例がないため、(3)について判断することはできないと評価されている。また、「(4)取引価値の有無」により、「逆有償＝廃棄物」と判断され、遠方へ運ぶほど運賃が高くなり、その結果、バイオマス燃料が廃棄物と見なされてしまう。そのため、販売先が限定され、バイオマス燃料の有効利用が阻害されている。上記基準の緩和にあたっては、バイオマス発電事業者がバイオマス燃料を輸送し、発電に用いる際に限ることにより、適正処理を担保できると考えられる。なお、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、バイオマス燃料に関して廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化は、平成24年度に検討し、結論を出すとしている。その際は、以上の点も踏まえ、一定の条件の下で輸送時も廃棄物とみなさない方向で検討を進めるべきである。他方、5項目全てを満たしていなくても各都道府県が総合的に判断して有価物と認めれば、廃棄物由来製品を有価物として取り扱うことは可能である。しかし、実態としては国の明確な判断基準が無いことにより、各都道府県で先進的な判断が求められ、結果として慎重な判断(廃棄物に該当)が下されるケースが多く、また、判断基準にも地域間の差が生じている。そのため、バイオマス燃料が廃棄物に該当するかどうかについて、国が明確な判断基準を策定すべきである。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
37	3月22日	5月2日	バイオマス発電の普及に向けた廃棄物処理施設設置規制の見直し	<p>【具体的内容】 資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要である。そこで、バイオマス発電設備に関して廃棄物処理施設の許可規制を見直すべきである。例えば、再生可能エネルギー固定買取制度で認定されたバイオマス燃料だけを熱利用する施設については、バイオマス燃料が廃棄物か有価物かの分類に関わらず廃棄物焼却炉の規制を適用しないこととすべきである。</p> <p>【提案理由】 廃棄物を受け入れるバイオマス発電設備を設置する場合、廃棄物処理施設の設置許可が必要となる。そのため、資源の有効利用および温暖化対策等の観点から、バイオマス発電の普及拡大が非常に重要であるにもかかわらず、バイオマス発電設備の設置がなかなか進まないのが現状である。 バイオマス発電設備に関して廃棄物処理施設の許可規制を見直すことで、既存のバイオマス発電設備において柔軟な燃料選択が可能となり、資源リサイクルと地球温暖化対策の充実に資する。また、着工までに何年も要する廃棄物焼却炉の規制を受けずに新規のバイオマス発電所が建設できれば、地球温暖化対策の一層の加速につながる。 なお、バイオマス発電設備は、大気汚染防止法に定められた環境基準を遵守することが義務付けられており、廃棄物焼却炉と比べて大気環境が悪化する事態は想定し得ない。廃棄物焼却炉に定められた固有の管理項目としてダイオキシンがあるが、燃料に塩素が含まれなければダイオキシンは発生しないため、燃料中の塩素濃度を管理すればダイオキシンの発生を抑制することも可能である。また、燃焼温度に焼却炉と同等の規定を設ければ、ダイオキシンの分解も可能である。加えて、発電を目的としているため、廃棄物の適正処理の観点からも問題がない。</p>	日本経済団体連合会	環境省
38	3月22日	5月2日	産業廃棄物管理票写しの送付期限の緩和	<p>【具体的内容】 産業廃棄物の運搬受託者かつ処分受託者である業者について、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の排出事業者への送付期限を延長すべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物の運搬受託者、処分受託者は、当該運搬、処分が終了した日から、それぞれ10日以内に産業廃棄物管理票を排出事業者(管理票交付者)に送付しなければならない。そのため、運搬と処分の両方を受託する業者は、処分には一定の時間を要する関係上、2回に分けて管理票を送付せざるを得ない状態となっている。 加えて、処理業者には、一般的に月に1度請求書を送付する事務も発生している。したがって、運搬と処分の両方を受託する業者は、同じ排出事業者に対し、月に3度書類等を郵送する事態が生じる場合がある。しかし、法遵守のためこれらを別々に行うことは非常に煩雑で非効率な作業であり管理も困難で、事業者側も処理業者側も大きな事務負担となっている。本期限は、排出事業者が廃棄物の適正処理が行われたことを速やかに確認するための制度であるが、運搬と処分の両方を受託する業者については、運搬終了後の管理票を、処分終了後の管理票と同時に送付することも認めたとしても、排出事業者が処理確認を行う上で何ら支障はなく、また、運搬終了後の管理票の送付がなくても、処理業者が廃棄物を処理中であることは明らかであり適正処理を担保することはできる。 こうした制度が認められれば、マニフェスト返却等の事務をまとめて行うことが可能となり、処理業者のみならず受取る側の事業者にとっても事務作業の軽減につながる。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
39	3月22日	5月2日	再生利用が確実に担保されている廃棄物の取扱いの見直し	<p>【具体的内容】 古紙・くず鉄・空き瓶・古繊維以外でも、再生利用が確実に担保されているものについては、その判断について何らかの基準(ペットボトルについては洗浄済である等)を設けたうえで、廃棄物としての規制を緩和すべきである(例えば、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」と見なす等)。</p> <p>【提案理由】 「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」を扱う際、産業廃棄物処理業の許可は不要とされており、昭和46年10月16日環整43号通知において、古紙・くず鉄・空き瓶・古繊維がそれに該当すると規定している。現在では、この4品目以外にも再生利用が確実に担保されているもの(例:ペットボトル、発泡トレイ等)は存在するが、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」とは見なされていない。そのため、再生利用が確実に担保されていても、「産業廃棄物」としての規制(収集運搬業の許可、契約書の締結、産業廃棄物管理票の交付等)を受けるとなり、効率的な再生利用が阻害されている。例えば、小売業者が自主的に店頭回収したペットボトルや発泡トレイ等について、自治体が財政状況等の理由により回収できなかった分は、小売業者がリサイクル業者に売却している。しかし、リサイクル業者に売却する際、有価で取引されても輸送費との関係で産業廃棄物として見なされ、処理業の許可を持たない小売業者の自社便で運搬を行うことができない。そのため、収集運搬業者に運搬を委託することとなり、ペットボトルや発泡トレイなどの再生利用に膨大なコストがかかっている。</p> <p>再生利用が確実に担保されているものについては、その判断について何らかの基準(ペットボトルについては洗浄済である等)を設けたうえで、廃棄物としての規制を緩和することにより(例えば、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」と見なす等)、再生利用の推進と廃棄物の発生抑制が効率的に行えるようにすべきである。</p>	日本経済団体連合会	環境省
40	3月22日	5月2日	産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類の様式の統一	<p>【具体的内容】 廃棄物の適正処理に事業者が注力できるよう、産業廃棄物収集運搬業の許可に関わる申請書類の全国での統一に向け、引き続き各都道府県に働きかけるべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物収集運搬業の許可を申請するには、廃棄物処理法第9条の2による様式第六号による申請書のほか、同条に掲げられた書類及び図面を、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならないとされている(許可の更新を申請する際も、一部を除いて提出する必要がある)。しかし、自治体によって、申請書類の様式が異なり、収集運搬業の許可手続きに多くの手間と時間を要している。各都道府県の申請書類の様式を統一すれば、1書式の作成のみで全ての都道府県への対応が可能となり、事務手続きが簡素化できる。</p> <p>なお、環産産発060331001号(「規制改革・民間開放推進三か年計画」(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について)において、環境省は、各都道府県に対し、申請書類の様式の統一を要請したところであるが、申請書類の様式の統一は進んでいないのが実態である。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
41	3月22日	5月2日	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化	<p>【具体的内容】 廃棄物処理法上の許可申請手続について、電子化を進めるべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事に対し、個々に行わなければならない、膨大な事務処理が必要とされている。全国的な情報システムを構築し、事業者がインターネットを活用することにより、複数の都道府県に対して申請手続を一括して行うことができれば、事務負担の大きな軽減につながる。 なお、一昨年(2017年)の政府回答では、「電子化は将来的な許可申請の在り方の一つとしては考えられるが、まずは許可申請書類の簡素化や様式の統一化を図ることが優先である」と指摘されているが、電子化を、書類の簡素化や様式の統一化のインセンティブとして活用することも可能であり、並行して進めるべき課題である。</p>	日本経済団体連合会	環境省
42	3月22日	5月2日	汚泥の脱水施設の取扱いの見直し	<p>【具体的内容】 生産工程の一部として組み込まれた汚泥の脱水施設について、当該工場又は事業場内の生産工程以外から発生した汚水を処理していても、廃棄物処理施設に含まれないようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 汚泥の脱水施設が廃棄物処理施設に含まれるかどうかについては、環整第45号において「独立した施設としてとらえ得るものであって、工場又は事業場内のプラント(一定の生産工程を形成する装置をいう。)の一部として組み込まれたものは含まない」としている。また、環産発第050325002号において、廃棄物処理施設に該当しない要件として、(1)当該脱水施設が、当該工場又は事業場内における生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれていること、(2)脱水後の脱離液が水処理施設に返送され脱水施設から直接放流されないこと、事故等により脱水施設から汚泥が流出した場合も水処理施設に返送され環境中に排出されないこと等により、当該脱水施設からの直接的な生活環境影響がほとんど想定されないこと、(3)当該脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理されていること、と掲げられている。 上記(2)、(3)の要件が満たされていれば、生活環境への影響は生じないと考えられ、(1)において、「生産工程本体から発生した汚水のみを処理する」装置に限る必要はない。当該工場又は事業場内の生産工程以外から発生した汚水を処理していても、廃棄物処理施設に含まれないようにすべきである。 なお、都道府県によっては、実際に、工場内の食堂の排水等の排水設備が水処理工程内に組み込まれている場合にも、廃棄物処理施設でないと認められている例もあり、行政・事業者双方の事務負担軽減、予見可能性の向上の観点から、少なくとも解釈を明確化・統一すべきである。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
43	3月22日	5月2日	県外産業廃棄物 流入規制の見直し	<p>【具体的内容】 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制の見直しを図るべきである。最低でも、事前協議の運用にあたっては、都道府県等ごとに異なる協議内容の統一を図るとともに、電子化を進めるなど手続きの簡素化に努めるべきである。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬出先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容(対象産業廃棄物、提出書類等)が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域的かつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。たとえば、産業廃棄物となる食物残渣をサーマルリサイクルする際、県によっては県外からの廃棄物の収集を認める場合と認めない場合がある。これにより、一部の食物残渣しか肥料として再利用されず、産業廃棄物をエネルギー資源として有効利用できていない。環境省は「必要な見直しを行うことにより適切に対応していただくよう、都道府県等に働きかけている」とのことだが、引き続き都道府県等に働きかけを行うことが求められる。また、都道府県等に対し通知等を発信するのであれば、その内容を環境省Webサイトで公開すべき。こうすることで、排出事業者は各自治体へ要望しやすくなる。なお、中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(2010年1月25日)において、国は、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策についてその内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体と対話し撤廃又は緩和を働きかけるべきであることが意見具申されている。</p>	日本経済団体 連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
44	3月22日	5月2日	広域認定制度における他社製品の処理の緩和	<p>【具体的内容】 広域利用認定制度において、同一性状の他社製品の処理受託を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法は、環境大臣が廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定することにより、廃棄物処理業に関する自治体ごとの許可を不要とする広域認定制度を規定している。製品の性状、構造を熟知しているメーカー等に広域的な廃棄物処理を行わせることで資源の有効利用を目指している本特例制度を充実させれば、一層の資源循環が期待できる。 しかし、現在の運用では、同一性状の製品であっても他社製品は認定対象となっていない。そのため、資源として有効利用されるのは、広域認定制度を積極的に利用しているメーカー等の製品にとどまる。また、複数社の製品が混在している場合、排出者が分別し、各社に処分依頼を出す必要があり、事務負担や運搬費が大きくなってしまふ。 とりわけ情報通信機器は、世界的に機器の標準化・規格化が進んでおり、ハードウェアについてはメーカー等による相違はほとんどない。そのため、他社品でも同等の適正処理を行うことは可能である。効率の高い適正処理と資源の有効利用をより一層進めるためには、同一性状の他社製品の処理受託を可能とすべきである。 なお、一昨年(2021)の政府回答では、「同種の製品であっても認定の対象とできるよう、実態を踏まえつつ、検討を行っているところ」とされている。</p>	日本経済団体連合会	環境省
45	3月22日	5月2日	建設基準法における廃棄物処理施設の新築・増設規制の緩和	<p>【具体的内容】 建設基準法における廃棄物処理施設の新築・増設規制について、設置する施設の種類、設置する地域などを考慮したうえで緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 都市計画区域内において、廃棄物処理施設は、都市計画でその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増設は原則認められていない。ただし、(1)特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合、もしくは(2)一定の規模の範囲内であれば、新築・増設が認められる。 廃棄物処理施設を新築・増設する際、(2)に該当しなければ、事業者は(1)に基づいて特定行政庁に申請するが、手続に長期間を要するため、経済損失を招いている。現在、平成24年3月30日国住街第255号「建築基準法第51条ただし書き許可に係る運用について」の通知が国土交通省から出され、地方自治体には手続の迅速化等が要請されているが、手続があること自体が大きな負担となっている。 そこで、廃棄物処理施設の新築・増設が進むよう、「(2)一定の規模の範囲」の基準(建築基準法施行令に規定)を緩和すべきである。例えば、廃棄物処理施設の一日の処理能力の基準について、がれき類や木くずの破砕施設は100トンとされているが、廃プラスチックの破砕施設は6トンと厳しく、その理由も不明確であるため、廃プラスチックについての基準を緩和すべきである。また、工業専用地域及び工業地域での新築・増設に限って緩和するなど考えられる。こういった地域ならば、周辺住民への影響も少なく、また立地にも適している。 「(2)一定の規模の範囲内」の基準を緩和することで、事業者、行政双方の負担が軽減される。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
46	3月22日	5月2日	JIS規格石炭灰の保管・輸送時の廃棄物処理法適用除外	<p>【具体的内容】 資源有効利用促進法の指定副産物とされている電気業の石炭灰について、JIS規格等の徹底した品質管理を行っている場合は、廃棄物処理法の適用除外とすべきである(例:事業者自らがセメント等の製品原料として加工(粒度等を均質化)したJIS規格石炭灰は、産業廃棄物に該当しない等)。</p> <p>【提案理由】 電気業の石炭灰は、資源有効利用促進法の指定副産物に該当し、有効利用に向けた取り組みが求められている。こうしたなか、電気業の石炭灰について、JIS規格化等の厳正な品質管理を行い、セメント原料等として有償譲渡(売却)しているものがある。 しかし、少量販売や遠方販売においては、輸送費が販売額を上回るため、産業廃棄物と見なされる。そのため、(1)産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となり、輸送業者・車両・手段が限定される、(2)市場が狭くなり石炭灰の価格が低下せず利用が進まない、(3)保管場所の届出が必要になる、といった問題が生じ、流通拡大の支障となっている。 そこで、石炭灰を廃棄物処理法の適用除外とすることで、(1)産業廃棄物収集運搬車両以外の様々な輸送手段が活用でき、流通コストやJIS規格石炭灰の価格を低減することができる、(2)販売価格の低減で石炭灰の利用者が増加する、(3)排出事業者側、引取者側ともに産業廃棄物保管場所の届出が不要となる、といった利点が生じ、リサイクルの推進に繋がる。なお、JIS規格化等の厳正な品質管理を行うことで、石炭灰が不適正に取り扱われることはないと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省
47	3月22日	5月2日	プラスチック製容器包装の再商品化の際にセメントキルンに課せられる基準の緩和	<p>【具体的内容】 プラスチック製容器包装の再商品化にあたって、セメント工場での受け入れを進めるため、セメントキルンに課せられる「エネルギー利用率の基準(96%以上)」を緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成18年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号)において、「プラスチック製の容器包装の再商品化に当たっては、まず、(中略)としての利用を行い、それによっては円滑な再商品化の実施に支障を生ずる場合に、固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料として緊急避難的・補完的に利用する。当該燃料の利用に当たっては、環境保全対策等に万全を期しつつ、特に高度なエネルギー利用を図ることとする。」と規定されている。 また、「プラスチック製容器包装に係る固形燃料等の燃料として利用される製品を得るための施設等に関する技術指針」(平成19年3月)では、固形燃料等利用施設は、96%以上のエネルギー利用率を満たすことが求められている。 当該技術指針には、セメントキルンにおいてプラスチック製容器包装を使用する際のエネルギー利用率の計算方法も明記されているが、96%以上のエネルギー利用率では、セメント工場を受け入れ処理することができない。そのため、セメント工場におけるプラスチック製容器包装のリサイクルが阻害されている。そこで、セメントキルンに課せられたエネルギー利用率を緩和すべきである(例えば、75%以上に緩和する等)。 なお、当該技術指針には、「エネルギー利用率については今後必要に応じて見直しを行う。」と明記されている。</p>	日本経済団体連合会	環境省 経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
48	3月22日	5月2日	容器包装リサイクル法における再商品化実施委託金等の支払い方法の見直し	<p>【具体的内容】 特定事業者が指定法人に対して再商品化実施委託金・抛出委託金を支払う方法について、別の方法も認めるべきである（例えば、実際に再資源化された量および実際の負担額に基づき支払いを行う等を法の施行規則へ明記する）。</p> <p>【提案理由】 指定法人は、再商品化業務にあたって、その実施方法、委託料金の額の算出方法等について、再商品化業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならないとされている。 特定事業者は、本規定に基づき、容器包装廃棄物の再商品化を指定法人に委託する際、当該年度の排出見込み量を基に再商品化実施委託料金、抛出委託料金を指定法人に支払う必要があり、精算は翌年度（再商品化事業に使用した実績総費用と、特定事業者が負担した「予定」実施委託料金等の総額との間に生じる過不足について精算）と翌々年度（確定した抛出金額と特定事業者が負担した「予定」抛出委託料金の総額との間に生じる過不足について精算）の二年間にわたって行われる。 コンピューターシステムで加盟者全体を管理するフランチャイズ事業の事業者が、加盟者の分もまとめて管理して委託金を支払うことは、非常に効率的であり、また、容器包装廃棄物の排出量を的確に把握することで、容器包装廃棄物にかかる取り組みを一体的に推進することができる。しかし、加盟者の契約が終了した場合（閉店等）、元加盟者の連絡先等の把握が困難となるにもかかわらず、委託金の精算手続きを二年間にわたって行うことは非常に大きな事務負担となる。 そこで、実際に再資源化された量およびその際の負担に基づき委託金を支払う方法を採用できるようにすることで、精算を行う必要がなくなり、事務手続きが簡素化される。なお、特定事業者が指定法人に対して容器包装廃棄物の排出見込み量の報告を行うこととすれば、指定法人の事業計画の策定等への支障は起きないと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省 産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
49	3月22日	7月9日	バイオマス発電の普及に向けた食品リサイクル法の見直し	<p>【具体的内容】 バイオマス発電の普及に向け、食品リサイクル法における再生利用等実施率の計算方法を見直すべきである(「食品循環資源の再生利用が可能な施設が半径75km圏内にないこと」という熱回収を計算に含めるための条件の削除等)。</p> <p>【提案理由】 食品リサイクル法は、「食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量(食品循環資源の再生利用等)」を目的としている。これを受け、食品関連事業者には、食品循環資源の再生利用等実施率について一定の目標が設定される。 こうしたなか、再生利用等実施率に熱回収分を含める条件としては、当該食品循環資源の再生利用が可能な施設が半径75km圏内にないこと等が挙げられている。この条件により、バイオマス発電の推進が阻害されている。 上記の条件は、熱回収(サーマルリサイクル)よりも再生利用(マテリアルリサイクル)を優先する観点から設けられたものと考えられる。現在では、資源のリサイクル・有効利用を考える際、温暖化対策の観点も非常に重要な要素である。そこで、熱回収(サーマルリサイクル)の価値を再生利用(マテリアルリサイクル)の価値と同等に考え、上記の「半径75km圏内」という条件を撤廃することで、バイオマス発電を普及していく必要がある。 なお、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件のあり方について、平成24年度検討開始、平成25年度中を目途に結論を出すとされている。</p>	日本経済団体連合会	農林水産省 環境省
50	3月22日	5月2日	グリーン購入法における総合評価値の算出方法の見直し	<p>【具体的内容】 グリーン購入法において調達基準が定められたコピー用紙、印刷用紙の総合評価値の算出方法について、「その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ(植林木、国産材、再・未利用材等)利用割合」の重み付けを、森林認証材パルプ利用割合や間伐材パルプ利用割合と同等にすべきである。</p> <p>【提案理由】 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定めている。本基本方針において、政府が調達するコピー用紙、印刷用紙については、総合評価値による調達基準が定められている。総合評価値の算出にあたっては、(1)森林認証材パルプ利用割合、(2)間伐材パルプ利用割合、(3)その他持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ(植林木、国産材、再・未利用材等)利用割合などが加算項目として挙げられているが、(3)については重み付けが(1)、(2)の半分になっている。 しかし、この重み付けの違いについての合理性は乏しく、(3)は、(1)(2)と同様の環境配慮価値を有している。 そこで、(3)について本来の環境価値を反映させ、基準を変更することによって、調達基準を満たす製品供給の推進が容易になり、結果的に本来の目的である古紙利用が進むものと考ええる。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
51	3月22日	5月2日	特定産業廃棄物の基準の見直し	<p>【具体的内容】 放射性物質汚染対処特措法における特定産業廃棄物について、放射性物質による汚染の濃度が十分に低いものについては、通常の産業廃棄物とすべきである。</p> <p>【提案理由】 産業廃棄物のうち、事故由来放射性物質によって汚染され、又はそのおそれがあるものは、特定産業廃棄物に該当する。これにより、1都9県において、生産活動により発生する紙やフィルムなどの産業廃棄物を焼却し、廃熱ボイラで蒸気を製造して熱回収する設備から排出される飛灰は、放射性物質の濃度が8000Bq/kg以下であれば、特定産業廃棄物に該当する。特定産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づく通常の処理基準に加え、放射性物質汚染対処特措法に基づく処理基準を遵守する必要がある。また、特定産業廃棄物の処分の用に供される廃棄物処理施設や一定地域に所在する廃棄物処理施設は、特定産業廃棄物処理施設に該当し、当分の間、廃棄物処理法に基づく維持管理基準に加え、放射性物質汚染対処特措法に基づく維持管理基準を遵守し維持管理する必要がある。事業者は、本特定産業廃棄物の処理を自ら行うことができない場合、廃棄物処理法や放射性物質汚染対処特措法に基づき、処理業者に委託することとなる。しかし、処理業者の多くは、特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準を満たす施設を所有していても、地域住民からの抗議を恐れ、特定産業廃棄物の受入を拒否している。そのため、処理先が決まらない飛灰が事業所内で増え続けており、廃棄物処理法の保管基準を守れない事態に近付いている。埋め立て処理をすることは可能であるが、循環型社会構築の観点から埋め立てよりも路盤材などにリサイクルをすることが望ましい。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
52	3月22日	5月2日	土地の形質変更時の届出の簡素化	<p>【具体的内容】 形質変更時要届出区域内における工事について、前もって都道府県知事に工事内容(汚染等の拡散を防止する手段等も含む)を届け出る制度を設け、当該届出に当てはまる工事については、土壤汚染対策法12条の届出を不要化する等により、手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 土壤汚染対策法14条では、自主的な土壤汚染状況調査によって土壤汚染が判明した場合などには、土地の所有者等が都道府県知事等に区域(形質変更時要届出区域)の申請を行うことができる。 また、「形質変更時要届出区域」に指定されると、土地の形質の変更をする場合、土壤汚染対策法12条により、工事着工14日前までに都道府県等に届け出る必要があり、(1)基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止すること、(2)基準不適合土壌が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないこと、(3)土地の形質変更後に人の健康に係る被害が生ずる恐れがないことが満たされていないと、都道府県知事は計画の変更を命ずることができることとされている。 以上により、埋設配管等の突発的な工事等が必要になった場合であっても、工事着工までに時間がかかることとなる。そのため、土壤汚染対策法14条の申請が躊躇される。 そこで、前もって都道府県知事に工事内容(汚染等の拡散を防止する手段等も含む)を届け出る制度を設け、当該届出に当てはまる工事については、土壤汚染対策法12条の届出を不要とすることで、形質変更時要届出区域となっても、行政手続による工事着工遅れが回避できる。また、土壤汚染対策法14条の申請も進むと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省
53	3月22日	5月2日	地下水汚染調査にかかる手続きの簡素化	<p>【具体的内容】 土壤汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていないことがわかった土地について、地下水モニタリングを行う際、地下水汚染等の問題がなければ、申請をしなくても段階的にモニタリング頻度の低減をできるように徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】 土壤汚染状況調査により、特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていないことがわかった土地については、当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、その結果を都道府県知事に報告しなければならないとされている。 本規定により、地下水モニタリングの結果、地下水汚染のおそれなければ、自動的に地下水モニタリングの頻度は低減すると解釈できるが、自治体によっては、地下水モニタリングの頻度の低減にあたって申請を必要としており、受理されなければ頻度を下げることができない。 地下水汚染が生じていないと、申請をしなくても段階的に地下水モニタリング頻度の低減をできるようにすることで、モニタリング費用を削減することができる。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
54	3月22日	5月2日	土地の形質変更時の届出にかかる要件の見直し	<p>【具体的内容】 臨海部の工業専用地域等において、(1)該当土壌を敷地外に搬出しない、(2)形質の変更に伴い、周辺に土壌流出が生じない、(3)工事期間中、汚染のおそれのある建設残土や地下水のモニタリングを行うこと等を条件に、3000㎡以上の土地の形質変更を行う際の届出を不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】 土壌汚染対策法第4条により、3000㎡以上の土地の形質変更を行う際は、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、①該当土壌を敷地外に搬出しない、②形質の変更に伴い、周辺に土壌流出が生じない、③形質の変更に伴う部分の深さが50cm以下の場合、届出は不要とされている。また、都道府県知事が、当該土地について、特定有害物質によって汚染の恐れがあると認めた場合、事業者は、指定調査機関による土壌調査を行い、その結果を都道府県知事に報告する必要がある、場合によっては半年程度の調査期間を要する。 しかし、事業誘致に関しては、タイムリーな事業開始が競争力強化において最も重要なポイントであり、土壌調査に時間を要することによる事業タイミングの遅延、もしくは、時間的制約から国内立地の回避という可能性も高く、わが国の競争力を低下させる一因となる。また、既存製造所内で早期事業開始を検討する場合は、計画を3000㎡未満に抑えるなど、計画に支障をきたす場合がある。 なお、③を届出不要の要件から削除しても、臨海部の工業専用地域等において、①②を満たし、加えて、工事期間中、地下水のモニタリング等を行い、その結果を都道府県知事に報告することとすれば、地下水の飲用等の観点や土壌の直接摂取の観点から、環境リスクは小さいと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	環境省
55	3月22日	5月2日	行政による土壌汚染物質の自然由来の証明	<p>【具体的内容】 土壌汚染状況調査により発見された土壌汚染物質について、それが自然由来の物質である可能性がある場合、その証明は行政が行うべきである。</p> <p>【提案理由】 土壌汚染状況調査対象地において、特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあると認められるときは、土壌汚染状況調査に係る特例等が認められている。しかし、自然由来の物質であることを行政に証明するために、事業者には、非常に多くのコストと時間がかかっている。そもそも汚染発生原因が自然由来にもかかわらず、土地の所有者に負担を課すのは不合理である。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
56	3月22日	5月2日	土壌汚染対策法における届出対象の見直し	<p>【具体的内容】 ガスパイプラインの設置にあたって、個々の工事(トンネル工事、ステーション工事)における形質変更届出の提出の有無はそれぞれの面積が3000㎡以上かどうかで判断すべきである。</p> <p>【提案理由】 土壌汚染対策法では一定規模(3000㎡)以上の土地の形質の変更をしようとする者に届出を義務付けている。加えて、環水大土発第100305002号において、「同一の手続において届出されるべき土地の形質の変更については、(中略)土壌汚染状況調査の機会をできる限り広く捉えようとする法の趣旨を踏まえれば、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的接近性、実施主体等を総合的に判断し、当該個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3000㎡以上となる場合には、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましい。」としている。そのため、ガスパイプライン建設工事では公道部分の開削工事も含めて一つのプロジェクト(対象)とみなされるため、個々の工事は3000㎡未満であっても届出が必要となる。 ガスパイプラインの設置については、「天然ガスシフト基盤整備専門委員会報告書」において、「関係規制やその運用が建設期間の長期化を招いているケースや合理的な整備ルート計画を制限しているケースも存在する。これらのケースは結果的に、整備事業者のコスト増につながる要因となる可能性もあり、(中略)天然ガスパイプラインの整備に当たっては、必要に応じて現状の関係規制やその運用の精査を行う必要があると考えられる。」と明記されている。そこで、土地の形質の変更の届出については、個々の工事(トンネル工事、ステーション工事)の面積が3000㎡以上かどうかで判断すべき。この見直しにより、土地の形質変更届出およびその調査に係る期間が短縮され、より早期のパイプライン敷設が可能となる。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
57	3月22日	5月2日	特定粉じん(アスベスト)排出等作業の届出に係る例外規定(非常時の緊急作業)の弾力的な運用	<p>【具体的内容】 特定粉じん(アスベスト)排出等作業を行う場合の届出において、災害その他非常の事態の発生により排出作業を緊急に行う必要がある場合に関しては、例外規定により事後届出が認められている(通常は14日前までの届出が必要)。同様に非常事態後の水平展開等、危険要因を解消するため早期に設備点検を必要とする作業の届出についても、非常事態に実施した緊急作業に準する措置と捉え、事後届出で可とするか、あるいは届出書の受理を以って工事の着工を可能とするなど、例外規定の弾力的な運用を行うべきである。</p> <p>【提案理由】 2006年10月1日より、石綿を含有する配管類の保温材も大気汚染防止法の届出対象となった。大気汚染防止法では作業開始14日前までの届出が義務付けられているが、ただし書きとして「災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。」とあり、事後届出が可能となっている。製油所において、例えば配管腐食で油漏洩等につながる不具合が発生した場合、同様の腐食環境にあると思われる類似の設備・配管等についても速やかに点検すべきところ、現行法では14日間を待たなければ作業を行うことができず、危険要因を放置するリスクがある。例外規定が弾力的に運用されることで、油漏えい等の非常事態に繋がる同様の不具合に対しても、速やかな対応が可能となり、危険要因を放置するリスクを早期に解消することができる。</p>	日本経済団体連合会	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
58	3月22日	5月2日	研究開発設備に関する規制緩和	<p>【具体的内容】 研究所全体の全研究設備の一日の高圧ガス処理量合算値が100m³を超える場合であっても、小規模研究設備(ラボ設備・ベンチ設備で処理量≤10m³/日)および中規模研究設備(処理量≤100m³/日)については、その設置・変更・設備追加に関して都道府県知事の許可を求めるとはせず、手続きを簡素化(例:届出制への移行、小規模研究設備の設置については高圧ガス保安法の適用除外)すべきである。</p> <p>【提案理由】 高圧ガス保安法5条1項・14条1項により、一日の処理量が100m³以上の研究開発設備は、実プラントと同等に、その設置・変更・設備追加に際しては都道府県知事の許可を得る必要がある。この場合、ある1つの研究開発設備の一日の処理量が100m³未満であっても、研究所全体の全設備の一日の処理量合算値が100m³を超えると、都道府県によっては、同法同条の適用を受け、知事の許可を求められることがある。 研究開発設備にも実プラントと同水準の手続き・技術的水準が要求されることに起因する時間的なロス・コストアップ等により、場合によっては研究開発の一部を海外で実施せざるを得ない状況であり、実際に海外へ研究開発を移管する事例が出てきている。 平成22年6月16日に閣議決定された「新成長戦略」において、「成長を支えるプラットフォームとして、研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化」が挙げられている。研究開発は日本の製造業の国際競争力の源泉であり、一日でも他国に先んじて結果を出すことが求められている。また、技術流出のリスクを回避し、新興国に対する技術的なリードタイムを維持するため、研究開発を日本国内で継続することが必要であり、本件規制緩和は「新成長戦略」にも合致する。 研究開発設備に関する手続きの簡素化により、研究開発期間の短縮が可能になり、少なくとも、諸外国に劣後している競争条件が改善に向かい、研究開発の海外移管に一定の歯止めがかかる。また、研究開発に関わるコストダウンも期待される。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
59	3月22日	5月2日	ガスタービン取替えにおける工事開始期間の短縮	<p>【具体的内容】 現状では、1万kW以上のガスタービン発電設備の原動機の交換が電気工事計画変更届の申請対象事項と解釈され、工事計画変更届を申請後30日経過しないと交換が実施できない。これを、同形式のエンジンへの交換に関しては、電気事業法第48条の規定でいう「軽微な工事等」として扱い、工事開始期間の短縮を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 近年、技術開発の進展により、航空機エンジン技術を応用した5万kW程度までのガスタービンの発電市場への普及が進んでいる。航空機用エンジンは比較的軽量であり、メンテナンスを行う際には、取替え方式(ローテーション方式)が主流となっている。この方式を採用することで、設備の停止期間が短縮でき、電力供給支障へ与える影響が軽減される。しかし、電気事業法第48条により、1万kW以上のガスタービンの取替えは事前届出が必要で、届出受理から30日経過しないと工事を開始できない。 現行制度においても電気事業法第48条の規定により、要件を満たしているものであって、軽微な工事等であれば工事開始期間の短縮が認められているが、上記取替え方式に関して、軽微な変更とは認められない場合がある。 本要望が認められれば、発電所の稼働率を向上させることができ、発電所の運用コスト低減、すなわち電力料金の低減および電力の安定確保につながる。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省
60	3月22日	5月2日	定期安全管理審査手数料体系の見直し	<p>【具体的内容】 現在の定期安全管理審査に係る手数料の額は、定期事業者検査の実施台数に基づく体系となっている。安全管理審査は定期事業者検査の実施に係る体制を審査するものであり、台数との関係はないことから、審査に係る工数を基準とした手数料体系にすることを要望する。</p> <p>【提案理由】 現在の定期安全管理審査に係る手数料の額は、定期事業者検査の実施台数に基づく体系となっている。定期事業者検査対象設備を多く持つ発電所においては、台数を基準とした手数料から、審査に係る工数を基準とした体系にすることで、大幅な手数料削減が可能となる。 なお、審査の実施方法を定めた「使用前・定期安全管理審査実施要領(内規)平成22・06・28原院第3号 NISA-234e-10-1」においては標準審査工数が示されていることから、この標準工数を基に手数料を設定することが合理的である。 (参考) 審査手数料実績(代表地点): 193万円 工数基準とした場合の予想額: 約36万円</p>	日本経済団体連合会	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
61	3月22日	5月2日	電気主任技術者の選任要件緩和	<p>【具体的内容】 事業用電気工作物を設置する場合、電気主任技術者の選任が必要であり、当該電気主任技術者は、事業場に常時勤務する者でなければならないとされているが、これを撤廃すべきである。</p> <p>【提案理由】 内規では、電気事業法第43条第1項の選任において、電気事業法施行規則第52条1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則、事業用電気工作物を設置する者(設置者)又はその役員若しくは従業員でなければならないが、例外として、選任する事業場に常時勤務する派遣労働者、または設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者(受託者)又はその役員若しくは従業員で、選任する事業場に常時勤務する者から選任することができるとなっている。小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所など、必ずしも常時勤務して監視をする必要が無い発電所に関しても常時勤務の主任技術者を求められている。遠隔監視や設備機能により無人運転を可能とするような発電所に限っては選任される電気主任技術者を常時勤務とする必要は無いと考えられる。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省
62	3月22日	7月9日	情報システムの政府調達に係る規則等の見直し	<p>【具体的内容】 技術評価に際して、可能な部分については「相対評価」とするなど、事業者の優位差を明確化するよう現行の技術審査運用を見直し、応札事業者の技術力をより適切に評価できるよう以下の4点を盛り込んだ改善が必要。</p> <p>①プロジェクトリスクに応じて適切な技術点の比率設定を可能とする。 ②基礎点を技術点から外し、加点項目のみで技術点評価を実施する。 ③技術点評価を相対評価方式(項目毎の事業者の順位付け等)で実施する。 ④低入札価格調査制度においては、従来の会計的な視点に偏らず、落札者が当該案件に係るシステム開発能力を有しているか等、技術的な観点での調査を強化する。</p>	日本経済団体連合会	総務省 内閣官房 経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
62	3月22日	7月9日	情報システムの 政府調達に係る規則等の見直し	<p>【提案理由】 現状総合評価では価格点の比重が高く、提案内容・技術力が優れた事業者が落札するとは限らない。技術重視で評価した事例・実績情報や基準・ガイド類が少ない。いわゆるダンピング受注を排除するための低入札価格調査制度も実施されているが、調査の結果、低価格でも落札に至るケースも多く、必ずしも技術力・知見のある適切な事業者が選定されているとはいえない事例が散見される。その理由として以下の3点をあげることができる。</p> <p>①技術点の中に、本来は資格審査項目に相当する基礎点が含まれており、相対的に技術点の扱いが低い制度運用となっている。</p> <p>②技術点評価においては、絶対評価が採用されるため、事業者間の技術力の差を見だしにくいと考えられる。</p> <p>③技術的により高い提案を行う場合には、相応のコスト負担も発生する。そのため、価格点に重点を置く評価方式では、加算項目に関する提案をしづらい実態がある。</p> <p>④落札のために低価格での応札を志向し、「良い物を」よりも「安くすむ」提案を目指す可能性を増す。結果的に原課(調達元)にとって良い結果であるとは限らない場合がある。また、戦略的価格で応札できる体力のある一部企業が有利となり、そうでない企業がなかなか参入できず、国内IT産業が活性化されない。価格重視から技術重視に変わるにより各社提案内容を重視し、結果的に失敗プロジェクトが減りトータル的に調達コストも安くなると思われる。したがって、価格偏重の入札評価制度を見直し、プロジェクトリスクに応じて高い技術力を有する事業者が適切に選定される仕組みへ改めるべきである。</p>	日本経済団体連合会	総務省 内閣官房 産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
63	3月22日	5月2日	金融機関から自治体への支払調書のオンライン化	<p>自治体と金融機関の間でやりとりされる「総合振込」や「口座振替」のデータ授受は、現状FD、MT、MO、CMTなどにより行われている。事務の効率化、コスト削減、紛失リスク低減のため、オンライン化を推進すべきである。</p> <p><規制の現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の「口座振替収納事務取扱要綱」などでフロッピーディスク等の電子記録媒体で実施するよう規定しているケースがあり、FD等の媒体の運用が継続されている。 ・また多くの自治体および金融機関が足並みを揃える必要があるが、主導する組織が無い。また手数料の扱いを整理する必要がある。 <p><要望理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録媒体紛失のリスク: 電子記録媒体は郵送・搬送に加え、自治体内でも人手を介して取回されているため、紛失や盗難のリスクが高い。 ・事務負担: 媒体の保管・持ち出し管理や、複数媒体の郵送・搬送のための仕分処理など、事務手続きの負荷が大きい。 ・時間的ロス: 郵送・搬送に時間がかかるため、依頼時限が制限される。また依頼結果の取得にも日数を要する。 ・媒体入手困難: オンラインが当然となりつつあり、メーカーが媒体を製造・販売しなくなっている。 <p><要望が実現した場合の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の自治体におけるサービスレベルの向上 ・トータルコストの削減 ・運用フローの標準化による事務負担の軽減 ・紛失、情報漏えいリスクの低減 ・システムセキュリティの向上(データのオンライン送信によるデータ改ざんリスク等の減少) 	日本経済団体連合会	総務省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名)	制度の 所管官庁
64	3月22日	7月9日	労働保険(雇用保険)および地方税申告などにおける申請手続きのオンライン化および簡略化	<p>①雇用保険の申請手続きのうち離職票の一括申請のオンライン化 ②雇用保険の申請のうち、オンライン化が認められている諸手続きにおける簡略化、添付書類の簡素化 ③すべての自治体に「給料支払報告書」の提出のオンライン化</p> <p><規制の現状> 雇用保険、地方税などの手続きに関し従来オンライン化が認められなかったものが、2001年のe-JAPAN戦略のもと、徐々に拡大、機能強化・改善が図られている。</p> <p><要望理由> 雇用保険手続きのうち「離職票」などについては、現状では一括申請のオンライン化が実施されていないため、未だ企業側の負担が残っていることから、一括申請手続きの拡大を求める。また次の手続きにおいては、一括申請のオンライン化が認められてはいるものの、一部確証の添付が求められ企業の負担が発生しており、改善が求められる。</p> <p>①保険育児休業給付(育児休業給付金)の申請(初回申請) ②雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は同休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出 ③雇用保険高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金)の申請 ④雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認</p> <p>さらに一部の市区町村は「給料支払報告書」をネットで受理しているが、紙を必要としている市区町村もあり、紙・FDなど他の提出媒体との併存により一体管理を困難にしている状況となっている。そこで、すべての全市区町村においてインターネット(給与支払報告書の提出/住民税決定通知書)での受理・通知が認められることが望まれる。更なる希望として、国税と連携して、本人の収入・家族構成等の個人基本情報の把握、共有を行い、届出の一本化を実現してもらいたい。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 申請する企業および受理する機関の大幅な業務効率化を図ることが可能。</p>	日本経済団体連合会	厚 生 務 省 働 省